

# 『三代実録』の薨卒記事

野 口 武 司

## はじめに

『三代実録』は、いわゆる六国史の中で最も後時に完成奏上されたという事情もあって、それに先行する五国史に較べてみた場合、記載内容の点で一段の豊富さと詳審さとを加えるとともに、編纂技法の面でも種々の工夫を凝し、新機軸を出してゐると言える。

本稿では、斯様な事柄の一端を、特に同書の薨卒記事の検討を通して具体的に明らかにしてみようと思う。

## 一 所生子の記載

薨卒当事者の所生子の名を挙げ、あるいは、その所生子の事績にまで言及する事例（以下、これを<sup>△▽</sup>と仮称する。）について検討を加えてみよう。

先ず、『続日本紀』以下『三代実録』までの五国史（六国史中、諸種の点で、他余の国史と内容や性格を異にする「日本書紀」は除外してある。特に断わらずに、単に五国史といった場合は、すべてこの意である。以下同様。）に見る、

そうした事例を次下の論述に必要な範囲内において掲記する。

### 『続日本紀』

- ①、内命婦正三位県犬養橘宿祢三千代薨……命婦皇后之母也（天平5・1・11条）
- ②、天平応真仁正皇太后崩……生<sub>三</sub>高野天皇及皇太子（天平宝字4・6・7条）
- ③、夫人正三位県犬養宿禰広刀自薨……生<sub>三</sub>安積親王。年未<sub>ニ</sub>弱冠。天平十六年薨。又生<sub>ニ</sub>井上内親王。不破内親王（天平宝字6・10・14条）
- ④、右大臣從一位藤原朝臣豊成薨……感宝元年拜<sub>ニ</sub>右大臣。時其弟大納言仲満。執<sub>レ</sub>政專<sub>レ</sub>權。勢傾<sub>ニ</sub>大臣。大臣天資弘厚。時望攸<sub>レ</sub>帰。仲満每欲<sub>ニ</sub>中傷<sub>レ</sub>。未<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>其隙<sub>一</sub>。大臣第三子乙繩。平生与<sub>ニ</sub>橘奈良麻呂<sub>一</sub>相善。由<sub>レ</sub>是奈良麻呂等事覺之日。仲満誣以<sub>ニ</sub>党逆<sub>一</sub>。左<sub>ニ</sub>遷日向掾<sub>一</sub>。促令<sub>レ</sub>之<sub>ニ</sub>官。而左<sub>ニ</sub>降大臣<sub>一</sub>為<sub>ニ</sub>大宰員外帥<sub>一</sub>。仲満謀反伏<sub>レ</sub>誅。即日復<sub>ニ</sub>本官<sub>一</sub>（天平神護1・11・27条）
- ⑤、散位從四位下久米連若女卒。贈右大臣從二位藤原朝臣百川之母也（宝龜11・6・26条）
- ⑥、三品能登内親王薨……生<sub>ニ</sub>五百井女王。五百枝王（天応1・2・17条）
- ⑦、尚藏兼尚侍從三位阿倍朝臣古美奈薨……適<sub>ニ</sub>内大臣贈從一位藤原朝臣良繼<sub>ニ</sub>生<sub>ニ</sub>女。即是皇后也（延暦3・10・28条）
- ⑧、中納言從三位大伴宿禰家持死……死後廿餘日。其屍未<sub>レ</sub>葬。大伴繼人。竹良等殺<sub>ニ</sub>種繼<sub>一</sub>。事發覺<sub>ニ</sub>下<sub>レ</sub>獄。案<sub>ニ</sub>驗之<sub>ニ</sub>。事連<sub>ニ</sub>家持等。由<sub>レ</sub>是追除<sub>レ</sub>名。其息永主等並処<sub>レ</sub>流焉（延暦4・8・28条）
- ⑨、尚縫從三位藤原朝臣諸姉薨……適<sub>ニ</sub>贈右大臣百川<sub>ニ</sub>生<sub>ニ</sub>女。是贈妃也（延暦5・6・29条）
- ⑩、夫人從三位藤原朝臣旅子薨……生<sub>ニ</sub>大伴親王（延暦7・5・4条）

(11)、皇太后崩（延暦8・12・28条）葬<sub>ニ</sub>於大枝山陵。皇太后姓和氏。諱新笠……生<sub>ニ</sub>今上。早良親王。能登内親王。（延曆9・1・15条）

(12)、皇后崩（延暦9・閏3・10条）葬<sub>ニ</sub>於長岡山陵。皇后。姓藤原氏。諱乙牟漏……生<sub>ニ</sub>皇太子。賀美能親王。高志内親王。（延暦9・閏3・28条）

(13)、正五位上坂上大宿禰又子卒……生<sub>ニ</sub>高津内親王。（延暦9・7・21条）

### 『日本後紀』

(14)、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前国造和氣朝臣清麻呂薨……有<sub>ニ</sub>六男三女。長子広世。起<sub>レ</sub>家補<sub>ニ</sub>文章生……大學南辺以<sub>ニ</sub>私宅<sub>一</sub>置<sub>ニ</sub>弘文院。藏<sub>ニ</sub>内外經書數千卷。墾田卅町永充<sub>ニ</sub>学斎<sub>一</sub>。以終<sub>ニ</sub>父志<sub>ニ</sub>焉（延暦18・2・21条）

(15)、三品高志内親王薨……配<sub>ニ</sub>淳和天皇。生<sub>ニ</sub>三品恒世親王。氏子。有子。貞子内親王。（『日本紀略』大同4・5・7条）

条)

(16)、散事從三位橘朝臣常子薨……皇統弥照天皇納<sub>ニ</sub>之後宮<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>寵。生<sub>ニ</sub>三品大宅内親王。（『日本紀略』弘仁8・8・1

条)

### 『続日本後紀』

### 『文德実録』

(17)、女御從四位下藤原朝臣沢子卒……天皇納<sub>ニ</sub>之。誕<sub>ニ</sub>皇子一皇女<sub>ニ</sub>也。宗康。時康。人承和6・6・30条。

新子是也。

(18)、散事從四位下百濟王貴命卒……為<sub>ニ</sub>女御<sub>一</sub>。即是二品式部卿大宰帥忠良親王之母也（仁寿1・9・5条）

(19)、參議正四位下行宮内卿兼相摸守滋野朝臣貞主卒……長女繩子。心至和順。進退中<sub>レ</sub>規。仁明天皇殊加<sub>ニ</sub>恩幸。生<sub>ニ</sub>本康親王。時子内親王。柔子内親王。少女奥子頗有<sub>ニ</sub>風儀。闡訓克脩。為<sub>ニ</sub>天皇所<sub>レ</sub>幸。生<sub>ニ</sub>惟彦親王。濃子内親王。

勝子内親王（仁寿2・2・8条）

②⓪、正三位源朝臣潔姫薨……太政大臣正一位藤原朝臣良房弱冠之時。天皇悅其風操超倫。殊勅嫁之。清和皇太后即其長女也（齊衡3・6・25条）

②①、權中納言兼左衛門督從一位藤原朝臣長良薨……有子六人。第三子基經。今摶政右大臣也。基經幼少之日。敬愛異於諸子。古人有言。知子不如父。誠哉。少女高子。即今中宮也（齊衡3・7・3条）

### 『三代実録』

②②、大納言正三位兼行民部卿陸奥出羽按察使安倍朝臣安仁薨……有子男八人。貞行。宗行。清行。興行。最知名。興行始舉秀才。对策及第（貞觀1・4・23条）

②③、從四位上行摶津守滋野朝臣貞雄卒……女從五位上岑子。文德天皇納之。誕二皇子二皇女（貞觀1・12・22条）  
②④、從五位下守大判事兼行明法博士讚岐朝臣永直卒……長子時人伝父業。改姓和氣朝臣。少女為光孝天皇更衣。生源皇子旧靈（貞觀4・8是月条）

②⑤、仁明天皇女御正三位藤原朝臣貞子薨……誕育一皇子二皇女。皇子者第八成康親王是也（貞觀6・8・3条）

②⑥、二品仲野親王薨……有男十四人。女十五人。茂世。輔世。季世。秀世。房世。當世。基世。潔世。寔世。十世。在世。康世十二人爵為四位。十世。官至參議。惟世。利世二人。賜姓平朝臣並為五位。女諱班子。光孝天皇龍潛之日。納之藩邸。生朱雀太上天皇（貞觀9・1・17条）

②⑦、大納言正三位平朝臣高棟薨……有子男十七人。寔雄。正範。季長。惟範四人最知名（貞觀9・5・19条）

②⑧、右大臣正一位藤原朝臣良相薨……有子。男女九人。長子常行。官至大納言。自有伝。次直方。忠方並以才行見称。忠方最工隸書（貞觀9・10・10条）

(29)、美濃權守從五位上滋野朝臣安城卒……良幹之父也（貞觀10・6・11条）

(30)、左大臣正一位源朝臣信薨……子恭。平。有。三人並爵至三位焉（貞觀10・閏12・28条）

(31)、參議從三位春澄朝臣善繩薨……昔者為文章博士之時。諸博士每各名家。更以相輕。短長在口。亦弟子異門。互有分爭。善繩謝遣門徒。恬退自守。終不為謗議所及。有子。男女四人。具瞻。魚水。並爵至五品。

然无繼家風者。長女治子為正四位下典侍（貞觀12・2・19条）

(32)、從四位上行右兵衛督兼相摸守藤原朝臣良尚卒……長子菅根篤学。經史百家畢該。為文章生。对策及第（元慶

1・3・10条）

(33)、淳和太皇大后崩……立后所生恒貞親王為皇太子（元慶3・3・23条）

(34)、從四位下行信濃守橘朝臣良基卒……有子男十一人。第六子在公。嘗問治国之道。良基答曰。雖有百術。不如一清（仁和3・6・8条）

(35)、散位從四位上文室朝臣巻雄卒……巻雄奏請被寵相摸守。任男一人外吏。詔依請。以男房典為近江少掾（仁和3・8・7条）

これにより、Aは『続日本紀』に二三例、『日本後紀』に三例、『續日本後紀』に一例、『文德実録』に四例、『三代実録』に一四例存し、五国史中、『三代実録』が最も多く、それに『続日本紀』『文德実録』『日本後紀』『續日本後紀』の順で続いていることが分かる。

勿論、これは、単にそうしたAが五国史の各々に如何ように存するか、その多寡を機械的・表面的に眺め廻して得られた結果に過ぎず、そこには、それら五国史の各々に収載する薨卒記事合計数（以下、これをBと仮称する）に対する上述のAの比率を各史書毎に各々比較検討するという見地からの考察がなされていないために、そうしたことのみでは、決して

各五国史における眞の意味で公平、且つ公正な「A」の多寡・優劣の度合を計ることが出来ないのである。そこで、そうしたことの可能なファクターを導入して件の問題につき検討を加えてみよう。

「表一」に示すように、各五国史における「B」は、「続日本紀」に三〇二例、「日本後紀」に一七九例、「続日本後紀」に九五例、「文徳実録」に八〇例、「三代実録」に一八七例存し、「A」の「B」に対する百分比は、「続日本紀」が約四・三%、「日本後紀」が約一・一二%、「続日本後紀」が約一・〇五%、「文徳実録」が五%、「三代実録」が約七・五%となる。従って「A」の「B」に対する百分比が最も優越するのは「三代実録」であり、それに「文徳実録」「続日本紀」「日本後紀」「続日本後紀」の順で続き、件の百分比を考慮外において先の表面的な観察結果である「続日本紀」→「文徳実録」→「続日本紀」というように正に逆転していることや、件の百分比如如

「表一」

		諸項目					
		五国史					
		続 日 本 紀	日 本 後 紀	続 日 本 後 紀	文 徳 実 錄	三 代 実 錄	
△C	△B	△A	△C	△B	△A	△C	△B
△C × 100	△B × 100	△A × 100	△C	△B	△A	△C	△B
約一・〇%	約四・三%	約一・一二%	一	一七九	二	一	三〇二
約〇・五六%	約一・〇五%	約一・〇五%	九五	一	四	一四	一
約一・三%	約五・九%	約七・五%	八〇	一	一八七	一一	一

何を考慮して始めて、『三代実録』の、他余の四国史、取り分け『続日本紀』に対する〈A〉の優越度・卓越度の高いことを瞭然たらしめうるのである。

さらに、先掲の薨卒記事における薨卒当事者の所生子が天皇・皇子女であつたり、皇后・中宮・女御等として天皇に聘されたり、その恩幸を忝なくして皇子・女を儲けたりした者であれば、斯うした者は、どちらかと言えば、事の性格上、国史に登載され易いので、ここでは、斯様な事例を一切除外して、それ以外の残余の事例（以下、これを〈C〉と仮称する。）が各五国史に如何ように存するかを調査してみるに、先掲〈表一〉により、『続日本紀』に三例、『日本後紀』に一例、『続日本後紀』にナシ、『文徳実録』に一例、『三代実録』に一例存し、そして、これらが各五国史の〈B〉に占める割合は、『続日本紀』が約一・〇%、『日本後紀』が約〇・五六%、『続日本後紀』が〇%、『文徳実録』が約一・三%、『三代実録』が約五・九%となる。故に、先に触れた〈A〉の〈B〉に占める百分比におけるよりも、後に述べた〈C〉の〈B〉に占める百分比において、『三代実録』の、他余の四国史に対する一層極立つた卓越性・優越性を認知しうるのである。而して斯うした事柄の意味する攸について、次に考えてみよう。

五国史の薨卒記事所見の〈C〉を具体的に検討してみると、先ず『続日本紀』の場合、④、⑤、⑧三例のうち二例は、薨卒当事者が④の右大臣徒一位、⑧の中納言徒三位というように高位高官者である。しかも、これら二例に共通するのは、孰れの場合も某事変に関係することである。即ち④の場合、当事者たる右大臣豊成の声望を妬み、これを陥れんとしていた、その舍弟仲麻呂は、己の権勢の転覆を企図していた、例の橘奈良麻呂と伴の豊成の第三子乙繩とが予てより昵懃の間柄に在ったのを一つの梃子として、遂に豊成の政治的生命を奪取して了つたという政変に関わるものである。従つて当該薨卒記事所見の第三子乙繩なる人物は、飽く迄も、④の当事者たる豊成の政界からの失脚そのものを説明づけるために登場させられているに過ぎぬ存在とも解せられる。この意味で、当該記事における第三子乙繩は、決して、

その為人の有能性や傑出性、あるいは独自性や特殊性故に、記載されているとは言えない。それに、当該の本書後半部分（卷二十一）の奉勅撰者にして、その編纂事業に主導的な立場にあって、イニシアティブを發揮したとみられる藤原継繩が、④の当事者たる豊成の子息であり、さらに、そこにある第三子乙繩の実兄であることを考へるならば、継繩は、己の父豊成が、その弟仲麻呂に政治的生命を奪取されて亡つたことについて、それは己（継繩）の全く与り識らぬ攸であり、己の弟たる、第三子乙繩に重大責任の一端がある旨を国史に明記しておきたい、との感懐を持していくであらうことなどを、件の④の記事から読み取り得るように思うのである。

次に⑧は、上述の④の場合に同様、某事変に関わるものであること既述の通りである。この⑧の場合は、例の種継暗殺事件に連坐して、大伴一門の総帥とも謂うべき家持に、さらに、その子息たる永主等にもその累が及んだものとして、当該記事に永主等の名が登載されている訳である。因みに、家持の子息は、国史による限り、件の永主と、その兄古麻呂との二名知られるのみである。故に、その子息数は決して多くはなかつたのであろう。斯くして、ここに永主の名が登載されているのは、やはり、彼の属性たる有能性や傑出性、あるいは独自性や特殊性に因るものではないのである。

この点では、慥かに件の⑧にみる永主の場合も、先述の④の乙繩の採り上げられ方に共通するものがあると言えよう。

尚、⑧の当事者たる家持が薨でなく死と明記されているものの、その記事全体から受けれる印象は、家持こそ件の種継暗殺事変の主謀者なりと決めつけるような書き方ではなく、文字通り、彼に対する処置・待遇は、単に連坐に過ぎぬというような書き方であって、決して、彼自身に対し悪評を浴びせかけたり、批判がましい攸は全くないと言つてよい。

これは、件の⑧の記事が、飽く迄も、誌し留めておいても何ら差し支えのない範囲における事実関係のみの記述に終始しているからに外ならない。しかしながら、斯うした一見さらつとした簡略で、これといった何の変哲もなく、巧む攸のないように見受けられる記事にも、同書編纂の勅命者たる桓武帝と、奉勅撰者たる継繩との公私（百濟明信が継繩の室へ乙數の生母）で、同帝後宮の尚侍

両面に亘る関係や、継繩と家持との私的（室で、真葛の生母）関係などからみて、実は、股肱の臣たる種継を、暗殺によって喪失した同帝の落胆、悲愴、殺害者に対する憤怒、等々といったことへの配慮や、義兄家持及びその一門に対する同情、遺憾の心意、道義的責任の追究、困惑の情などといった心意・心情が錯綜し複雑に背在しているさまを見て取れるのである。

次に⑤であるが、これは、既述の④や⑧とかなり趣を異にするものと言える。即ち⑤の当事者たる散位從四位下久米連若女の場合は、その帶する位階の面で、先述の④や⑧の当事者に比して遙かに低位低級の官人である。しかし、この人物は、宇合の室となり、百川を産んだことにその最大の存在意義が認められているのである。この点は、⑤の記事それ自体がよく示していると言えよう。

周知のように、称徳天皇崩御後において、数々の奇計・奇策を以て白壁王（後の光）の立太子、尋いで即位、さらにその子山部親王（後の桓）の擁立、立太子、続いて即位を成就せしめるに最も肝胆を碎いた者の一人が藤原百川であり、そして、⑩からも知られるように、この百川の女旅子は、桓武帝の後宮に入つて妃となり、大伴皇子（後の淳）を産み、さらに件の百川に輔翼されつゝ擁立され給うた桓武帝が、本書の編纂事業の主宰者にして、しかも、その治世下の延暦十六年に、本書が完成奏上された事実を鑑みると、ここで採り上げている⑤の「百川之母也」なる記述の意味する攸が、如何なるものであるか、自づと諒解されよう。

以上、『続日本紀』における△C△三例について検討してきたが、それらは孰れも本書の後半部分の奉勅撰者たる藤原継繩や、本書の編纂事業主宰者であり、しかも、その完成奏上時の帝たる桓武天皇やの、個人的な意向ないし、それらとのかなり深い関わり合いの下に記されており、尠なくもそう解することにより、当該事例の意味する攸を、よりよく理会しうるのである。

次に「日本後紀」の場合について考えてみよう。既述の如く、同書所見の△△△は、⑭の一例あるのみである。しか

も、この事例は、①、同書の所載薨卒記事中、最も長大なものである。②、贈位（正三位）を以て記載されている（（従三位は極位は）

点で、極めて特異なものである。このうち、②に関して言えば、薨卒記事において、当事者の位階を贈位で誌すのは、

五国史所見の薨卒記事合計数八四三例中、僅々二例という極めて特異な存在として注目される。因みに、そうしたいま

一つの事例は何かと言えば、やはり、同書所見の「播磨守贈正四位下賀陽朝臣豊年卒伝」（弘仁6・6・27条）である。

斯様に、同書にあって和氣清麻呂の薨伝が、分量の点、記載形式の面で、諸他の事例に相異しているが、これは、彼が奈良朝時代の地方豪族出身者にして、公卿の座に列したほどの異数の存在（（斯様な存在は、他に高麗福信と吉備真備に認められる。））ということにも因る

うが、それよりも寧ろ、当該薨伝中に、参議藤原朝臣百川が清麻呂の無比の忠烈を愍んで、備後国封郷廿戸を割き、その配所大隅国に送り宛てたとあるように、清麻呂の為人たる、その純忠至誠さに感服し、その不遇な境涯に深き同情の誠を捧げた藤原百川が、実に本書の編纂事業において指導的立場にあり、終始、実務的な面でイニシアティブを執った藤原緒嗣の父に外ならず、その嗣子たる緒嗣が、実父百川の清麻呂評をそつくりそのまま受け継ぎ、そして、それが本書へ盛り込まれていると解する方が、遙かに事の真相に肉薄しうる見方ではないかと思うのである。事の序に、いま一つの特例たる賀陽朝臣豊年卒伝について、ここに尠しく付言しておこう。豊年の極位は、従四位下であった。原則として四位ライン以上の者を薨卒記事の一採録基準としている（（同書収載の薨卒記事一七九例中、「外従五位下伊豫郡家守卒伝」へ延暦19・10・15条▽「正五位下都宿禰赤卒伝」へ天長2・7・7条▽の二例のみ、その例外である。その採録理由については、拙稿「『文徳実録』の薨卒記事——良吏伝の検討——」（林陸朗博士還暦記念論文集）参照。））同書であれば、豊年の場合、その極位が、上述の如く従四位下というように、

既に四位ラインに到達している訳であるから、何も贈位を以て記されずとも、彼がその極位を以て同書に載録されるべき条件は、十分に充たされていた筈である。それでは、彼が贈位を以て記されていることの理由について、一体如何ように解すべきかというに、これも上述の清麻呂の場合同様に、本書編纂事業の主宰者たる藤原朝臣緒嗣の意向に因るものとみ

て、先ず大過なかろうと思う。即ち豊年の卒伝中に、彼が国典に精通し、国典に顕現されている精神を体現していた故に、彼をば国家の精華、国の誇りとして称賛する時人の言「天爵有<sup>レ</sup>餘。人爵不<sup>レ</sup>足」をそのまま載録している。これに対し、桓武天皇の外戚に連なる帰化系氏族（百濟国人）にして、同帝の格別なる恩顧を得て特進せられた和朝臣家麻呂をば、豊年とは逆に「人位有<sup>レ</sup>餘。天爵不<sup>レ</sup>足」（延暦23・4・27条）と論評している。斯様な点からみて、同書編纂事業の主宰者たる緒嗣は、才学・才幹・器量の有無や、蕃夷蔑視・国粹礼讚の精神やを基調として、その薨卒伝を記載ないし採録しているのみられる（拙稿「六国史の薨卒伝の記述内容について」『立正史学』第四七号）ので、緒嗣のそうした基調精神に立脚した豊年評と、我が国家における君臣の分を明らかめ、天津日嗣は必ず皇緒を建つべし、として皇統・国体の尊厳性をば、己の一命を賭してまで擁護した、先述の和氣清麻呂への評とは、その内実において、全く揆を一にし、相通ずるものと言えるのである。つまり緒嗣は、清麻呂・豊年両者をば余人と異なる類稀な国家の功臣・柱石と看做して崇敬し、仰慕して已まなかつた。そして彼は、彼等の精神に心服し、そこに共鳴し合えるものを見出していた。而して斯様な緒嗣の清麻呂・豊年両者に対する心意・心情は、自づとそれら両者に対する強い事績称揚ないし顕彰の精神へと連なり、それが延ては、それら両者の薨卒伝において、全く異例とも謂うべき記載様態、即ち贈位を以て記すという様態を採らしめることにもなつたと考えられるのである。

次に『文徳実録』の②について検討してみよう。本書編纂の主導者たる基経は、その養父良房に較べれば、その性温厚にして学問好きであり、決して、奇を衒ひ、自己を顯示し、自己の名を歴史に残そうと躍起になつて行動するような人物ではなかつた（坂本太郎氏「藤原良房と基経」『古典と歴史』所収）。ではあるが、彼は、その実父長良の薨傳、即ち②においてのみ、それに反し、一度に堰を切つたかのように、自己を顯示して傍線部分（前掲史料参照）の如く記した。自分は、幼少時より他余の諸子と異なつて大器性を秘めており、それ故に、早々とそれを看破した実父長良は、自分を敬愛すること、他余の諸子に異なつた、という具合に、基経は自己の存在を強く主張するとともに、その実父長良の眼力の確かさ、識見の豊かさをも大い

に顕彰し、併せて、その妹高子が、現今清和帝の中宮に御座しますことを陳べ、以て同氏一族の栄華の拠つてきたる処にも言及している。この意味で、当条は、彼の基経にしてみれば、本書において、最も重要な意義を有ち、また、最も指摘しておきたい処でもあつた、と言えよう。

尚、件の基経は、<sup>20</sup>において、その養父良房の人品の高尚さ・高邁さを称揚するとともに、義妹明子（文徳天皇皇后）の存在にも触れており、これは、上述の<sup>21</sup>における中宮高子の場合に同様、藤原氏一門の繁栄・発展に貢献する処、多大である旨を寓意ないし暗示しているものとも解しえよう。

以上、「続日本紀」以下「文徳実録」までの四国史にみる<sup>22</sup>、即ち「続日本紀」の三例（<sup>4</sup><sup>5</sup><sup>8</sup>の三例）、「日本後紀」の一例（<sup>14</sup>の一例）、「文徳実録」の一例（<sup>21</sup>の一例）<sup>〔は該当事例ナシ〕</sup>について、各々逐一検討を加えてみたが、それらは孰れも各書の編纂主導者、即ち「続日本紀」<sup>〔但し、同書〕</sup>の藤原継繩、「日本後紀」の藤原緒嗣、「文徳実録」の藤原基経といつた人々や、あるいは「続日本紀」の場合、同書編纂を主宰し、且つその完成奏上時の帝たる桓武天皇や、個人的な意志・意向がかなり強く働き、そうしたこととの深い関わり合いのもとに記載ないし載録されている、とみられるのである。

最後に「三代実録」における<sup>23</sup>の一一事例（<sup>24</sup>、<sup>25</sup>、<sup>26</sup>～<sup>32</sup>、<sup>34</sup>、<sup>35</sup>の一例）について考察してみよう。

これら一一事例における各薨卒当事者の位階を検すると、一品（位）が<sup>26</sup>、<sup>28</sup>、<sup>30</sup>の三事例、三位が<sup>22</sup>、<sup>27</sup>、<sup>31</sup>の三事例、四位が<sup>32</sup>、<sup>34</sup>、<sup>35</sup>の三事例、五位が<sup>24</sup>、<sup>29</sup>の二事例というように、一品（位）から五位までに及び、位階別の事例数をみても、さほど偏りが認められない。この点から判じて、薨卒当事者の所生子名とその事績との記載は、必ずしも、薨卒当事者の位階の高下に拠るものでないことが分かる。とはいへ、薨卒記事にその名が記されている薨卒当事者の所生子の員数と、薨卒当事者の位階との間には、<sup>24</sup>に示す如き関係が認められるのである。即ち所生子の員数

&lt;表二&gt;

史料番号	位階品位							所生子の員数
	位	位	品	位	位	位	位	
(22)								人
(24)								人
(26)								人
(27)								人
(28)								人
(29)								人
(30)								人
(31)								人
(32)								人
(34)								人
(35)								人
	三	五	二	三	二	五	二	一
	五	二	三	二	三	四	四	一
	二	三	二	五	二	三	四	四
	一	三	一	三	三	一	一	一

(備考) 所生子の員数は名を記している者に限る。

のである。

孰れにしても、『三代実録』の「C」事例における所生子は、学識・才行を以て称せられ、あるいは顕位顕官を得、あるいはまた、特殊技能の才を發揮し、各々有能な文人官僚として、それなりの名声を博した者が採り上げられているとみられるのである。この点では、先に触れた『続日本紀』の④、⑧の場合と相異するが、『日本後紀』の⑯や、『文徳実録』の㉑の場合と略々共通していると言える。

それでは、『二代実録』における「C」の場合、既述の『続日本紀』『日本後紀』『文徳実録』三書における「C」の場合がそうであったように、同書の当該記事と編纂事業に主導的役割を担つた者（以下、「役割者」と仮称する）との間に、密接な関わり合いが認められるや否やというに、同書における「C」にあって、㉗の平朝臣惟範、㉘の藤原朝臣直方、㉙の藤原朝臣菅根のうち、㉚は「主導的役割者」の一人たる大蔵朝臣善行の門下生と称する者であり、㉛、㉜にしても、その大

が一人のみは、㉔、㉖、㉗、㉘、㉙の場合であり、これらは、すべて四位・五位の卒去者の子弟に限られており、そして、所生子の員数が複数、しかも三名以上に及ぶのは、㉒、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛の場合であり、これらは、すべて一品(位)・三位の薨卒者の子弟に限りられていることである。つまり、薨卒記事において、当該薨卒者の所生子名と、その事績とを記載するに際し、特にその前者については、薨卒当事者の位階が三品(位)以上の場合は三名以上、四位以下の場合には一名のみ、とする原則に基拠して当該記載が成されたものと解される実際、そうした原則に基拠して当該記載が成されたものと解される

藏善行と相通する関係にあった人々である（奉和）ことや、件の善行が同書の他余の箇處において、その置かれた立場を利して、自己をかなり著しく顕している（坂本太郎氏「三代実録とその撰者」』『古典と歴史』所収）こと、などを介意すれば、そうしたこと、つまり、同書における当該記事と「主導的役割者」との密接な関係を認めうるようにも思えるのである。しかし、そのように想定して了う前に、①、国史（「続日本後紀」承和7・7・7条、同12・1・27条、同12・2・5条）に「公卿伝」、『令義解』（式部省令）に「有功之家、進其家伝」（いわゆる功臣家伝）なる語辞ないし記述を見得ること。②、本書の薨卒記事中に、撰者の立場からの批判らしき批判、論評らしき論評を殆ど見出しえぬこと。③、先に指摘した如く、本書の薨卒記事中、その薨卒当事者が、三（品）位以上と四位以下の場合において、その当事者の所生子の記述に、一定の原則が設けられているとみられること、の二点を総合して勘案するならば、「主導的役割者」の一人たる大藏善行が、各家呈出の家伝や、各家呈出ないし公的記録としての公卿伝などを、本書編纂の一資料として用いるに際し、その識見・裁量に拠り、適宜に修正加除したであろうことを想察しうるけれども、その際に（C）の記述には、善行個人の意志ないし意向が、さほど強く顕わされていないとみるべきであろう。

尚、本書編纂事業の最高責任者たる藤原時平が、大藏善行の門下生であり、その時平が師善行の七十賀の祝宴を主催した（「雜言」）ことや、既述の如く、善行に相通する関係にあつた藤原菅根が、殿上で菅原道真に打擲されたことより、菅根が反道真派勢力の一つの核を為すに至った（「江談抄」）こと、などを根拠にして、善行も、何時しか時平・道真両者間に存した政治勢力上の対立抗争の渦中に巻き込まれ、単に己が奉ずる学問・学芸上のみならず、政治面においても、時平に組して、反道真派に所属し、以て時平の道真排斥運動に一役買つた、とするような見方（例えば、坂本太郎氏「六国史」三〇二頁、同氏「古典と歴史」七二頁）も、あながち出来ないでもない。しかしながら、こうした見解は、やゝ行き過ぎの感を禁じ得ないのである。何故ならば、そうした見解は、もともと確たる根拠に裏付けられたものでなく、單なる情況判断の積み重ねに過ぎぬからである。仮に、若し、こうした見解を妥当なものとして、容認するとすれば、道真没後五年の延喜八（九〇八）年に、秀才科試験

に合格したその子息淳茂に対し、善行が新詩を呈して祝賀の意を表している（「扶桑集」）ことを、何と説明するのであろうか。容易に説明しえないのでなかろうか。また、それよりも私は、本書における（C）の（31）従三位春澄朝臣善繩薨伝

に、その人格を賞揚して傍波線部分（前掲史料参照）の如く記し、当時の学界において、善繩の独り超然として自立し、以て謗議の圈外に在ったとしているが、このことこそ、次下に述べる如き理由により、そうした見解、つまり善行が時平の道真排斥運動に一役買つたとする見解の容易に成り立ち難いことを示して余りあるもののように思う。即ち件の記事が、いわゆる功臣家伝、あるいは公卿伝の孰れに拠るものであれ、そうした内容の記事をば、本書編纂事業の最高責任者にして、しかも、斯件の問題に大きく関わる藤原時平のみならず、本書編纂事業の「主導的役割者」の一人にして、斯件の問題の張本人たる善行までもが、そのまま黙認して本書に載録していること、それ自体、それら両者、取り分け善行が、善繩のそうした人格・為人に対する敬服し、以て共鳴共感する攸があつたからに外ならぬ、と考えられるからである。

斯くして、仮令、善行はその置かれた立場を利して、本来公的なものであらねばならぬ筈の国史の記述に、忌わしくも、間々、私を顯わす所業を試みて、それを実践したという事実があつたとしても、学問・学芸上のことのみならず、政治分野の面でも、時平と結託して道真と対立し、これを排斥するに際し、その一翼を担つたとするような捉え方は、妙しく行き過ぎで、穩當を欠く見解との謗りを免れぬようと思う。善行は、飽く迄も儒者であり、本質的に政治家肌の人には成りきれなかつたのであり、それは、「年満九十。猶有壯容。耳目聰明。行歩軽健。家畜多婦。不斷房室。」年八十七。生一男児。延喜十七年。以漢書授皇太子。毎朝侍講。無有休暇。天下無不歎異。皆謂之地仙焉。」（「政事要略」卷九十五）などとあるように、兎も角、並外れた強靭な体力・気力を以て学問・学芸面で多大の活躍を遂げはしたが、それに伴う令名の高さに引き替え、その官位の昇進は至つて遅く、その門地の低さもあるけれど、それでも、五位ランへの昇叙が仁和二年、五六才の時であり、その晩年に漸く「爵至四品」つたという一事に徵しても察知せられる

ことである。

以上を要するに、本書、即ち『三代実録』における〈C〉には、『続日本紀』『日本後紀』『文徳実録』三書におけるそのように、撰者の意志ないし意向がさほど強く反映されているとは言えないものである。確かに、本書編纂の「主導的役割者」の一人たる善行は、〈C〉以外の個處で、かなり著しく自己を顕すことをしているとはいへ、件の〈C〉においては、飽く迄も、儒者としての識見・裁量に拠つて、いわゆる功臣家伝ないし公卿伝などといった編纂資料に若干の修正加除を施した程度に過ぎなかつた、と考えられるのである。この点が本書における〈C〉と、『続日本紀』『日本後紀』『文徳実録』三書における〈C〉との根本的な差異と言えよう。

## 一 位階・官職の記載

薨卒記事における薨卒当事者の位階と官職との記載様態、就中、それら双方を併記する事例のそれについて検討を加えてみよう。

先ず、五国史所見のそうした事例の全てを左記の二形式に分類整理した〈表三〉と、その集計結果たる〈表四〉とを掲示することからはじめよう。

- A型……官位+官職+人名
- B型……官職+官位+人名
- C型……官職+官位+官職+人名

〈表三〉

〔続日本紀〕

通番号 諸項目															A	分類形式	収載条			
15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	薨	卒	当	事	者	
兵部卿從四位上大神朝臣安麻呂															大納言正広參大伴宿祢御行					
右大弁從三位石川朝臣宮麻呂															左大臣正二位多治比真人嶋					
造宮卿從四位下大伴宿祢手拍															右大臣從二位阿倍朝臣御主人					
尾張國守從四位下勲四等佐伯宿祢大麻呂															大納言正三位紀朝臣麻呂					
中納言正四位上兼神祇伯中臣朝臣意美麿															左京大夫從四位上大神朝臣高市麻呂					
式部卿大將軍正四位下毛野朝臣古麻呂															彈正尹從四位下衣縫王					
大宰大式從四位上巨勢朝臣多益須															攝津大夫從三位高向朝臣麻呂					
宮内卿從四位下多治比真人水守															式部卿大將軍正四位下毛野朝臣古麻呂					
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A	C	B	C	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	C				
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	和銅	"	"	慶雲	"	"	大宝	○			
7	6	6	4	4	3	2	1	4	3	2	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
1	12	9	7	6	4	6	12	8	11	2	7	12	7	12	7	1	1	1	1	1
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
27	6	17	9	22	15	2	20	8	24	6	19	22	21	15	15	15				

35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
中納言從三位兼中務卿勲三等小野朝臣毛野 大納言兼大將軍正三位大伴宿祢安麻呂 知太政官事一品穗積親王 中納言從三位巨勢朝臣麻呂 左大臣正二位石上朝臣麻呂 筑後守正五位下道君首名 大宰大式正四位下路真人大人 大納言正三位阿倍朝臣宿奈麻呂 右大臣正二位藤原朝臣不比等 民部卿從四位下太朝臣安麻呂 造宮卿從四位下縣犬養宿祢筑紫 中納言正三位巨勢朝臣邑治 兵部卿正四位下阿倍朝臣首名 左大弁從三位石川朝臣石足 從二位大納言多治比真人池守 彈正尹從四位下酒部王 大納言從二位大伴宿祢旅人 中納言從三位兼催造宮長官知河内和泉等国事阿倍朝臣广庭 知太政官事一品舍人親王 宮内卿從四位下高田王																			



	"	"	"	"	"	"	天平	"	"	神龜	"	"	"	"	"	"	"	養老	靈龜	"	"
7	7	4	3	2	2	1	4	1	1	7	4	4	3	2	1	1	1	7	7	7	
閏	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	
11	11	2	7	10	9	8	2	6	4	7	8	1	7	4	3	1	1	7	5	4	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
8	14	22	25	25	8	9	13	6	18	7	3	27	18	11	3	18	27	1	1	15	

55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36
中務大輔從四位下安倍朝臣虫麻呂	左衛士督正四位下佐伯宿祢淨麻呂	中納言正三位大伴宿祢牛養	長門國守從四位下秦忌寸嶋麻呂	左大舍人頭從四位下高丘王	知太政官事兼式部卿從二位鈴鹿王	典侍從四位上大宅朝臣諸姉	大藏卿從四位上大原真人門部	參議從三位大野朝臣東人	中納言從三位多治比真人広成	參議左京大夫從四位下県犬養宿祢石次	大宰大弐正四位下紀朝臣男人	武藏守從四位下粟田朝臣人上	中宮大夫兼右兵衛率正四位下橘宿祢佐為	參議式部卿兼大宰帥正三位藤原朝臣宇合	參議兵部卿從三位藤原朝臣房前	大宰大弐從四位下小野朝臣老	中納言正三位多治比真人県守	參議兵部卿從三位藤原朝臣麻呂	參議民部卿正三位藤原朝臣房前



勝天 寶平											
4	2	2	1	19	17	17	14	14	10	10	9
3	11	9	5	3	6	9	7	4	11	10	8
17	4	1	29	3	4	4	23	23	2	14	30
•	•	•	閨	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•

74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	小計	60	59	58	57	56	
右大臣從一位藤原朝臣豊成	大和守正四位上坂上忌寸犬養	武藏守從四位下石川朝臣名人	上總守從四位下阿倍朝臣子嶋	參議禮部卿從三位藤原朝臣弟貞	義部卿從四位下安都王	讚岐守從四位下大伴宿祢犬養	御史大夫正三位兼文部卿神祇伯勲十二等石川朝臣年足	尚藏兼尚侍正三位藤原朝臣宇比良古	參議正四位下安倍朝臣嶋麻呂	武部卿從三位藤原朝臣弟麻呂	大膳大夫從四位下御使王	中宮大夫從四位下佐味朝臣虫麻呂	前左大臣正一位橘朝臣諸兄	中務卿從三位栗栖王	大納言從二位兼神祇伯造宮卿巨勢朝臣奈弓麻呂	中務卿正三位三原王				
○														一						
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	五	四	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	五	○															
神天平	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	宝天平	"	"	"	"	
1	8	8	8	8	7	7	6	6	6	5	4	4	3	2	1	5	5	4		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
11	12	6	3	1	10	5	10	9	6	3	6	4	10	4	1	10	3	7		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
27	13	9	9	24	17	27	9	30	23	10	7	7	19	20	6	7	30	10		

大納言正三位藤原朝臣真樞

刑部卿從三位百濟王敬福

尚膳從三位小長谷女王

備前國々造從四位下上道朝臣正道

參議從三位治部卿兼左兵衛督大和守山村王

内蔵頭兼大外記遠江守從四位下高丘宿祢比良麻呂

左京大夫從四位下勲四等小野朝臣竹良

大和国造正四位下大和宿祢長岡

右京大夫從四位下勲四等百濟朝臣足人

左大臣正一位藤原朝臣永手

參議治部卿從四位上多治比真人土作

正三位中納言兼宮内卿右京大夫石川朝臣豊成

參議從四位上阿倍朝臣毛人

造西大寺次官從四位下勲六等津連秋主

尚藏從三位吉備朝臣由利

但馬守從四位下安倍朝臣息道

尚膳從三位藤原朝臣家子

上総守從四位下桑原王

從四位上陰陽頭兼安芸守大津連大浦

參議大宰帥從三位勲二等藤原朝臣藏下麻呂



宝龜											景神 雲護				
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
6	6	5	5	5	5	4 閏	3	3	2	2	1	3	2	1	2
7	5	8	7	3	1	11	11	9	6	2	5	10	5	6	3
1	17	18	21	4	2	15	17	8	10	22	12	29	8	28	12



134 133 132 131 130 129 128 127 126 125 124 123 122 121 120 119 118 117 116 115

右大臣從二位兼行近衛大將皇太子傳藤原朝臣田麻呂

大宰帥正二位藤原朝臣魚名

參議中宮大夫從四位上紀朝臣家守

左京大夫正四位下藤原朝臣鷹取

散位頭從四位下百濟王利善

中務大輔從四位下豊野真人奄智

尚藏兼尚侍從三位阿倍朝臣古美奈

參議兵部卿從三位兼侍從下總守藤原朝臣家依

刑部卿從四位下兼因幡守淡海真人三船

中納言從三位大伴宿祢家持

中納言正三位兼式部卿藤原朝臣種繼

左京大夫從三位兼右衛士督下總守坂上大宿祢菟田麻呂

宮內卿正四位上石川朝臣垣守

尚縫從三位藤原朝臣諸姫

武藏国足立郡采女掌侍兼典掃從四位下武藏宿祢家刀自

左中弁兼河内守從四位下巨勢朝臣苗麻呂

右衛士督從四位下兼皇后宮亮丹波守勲十一等笠朝臣名末呂

中納言從三位兼兵部卿皇后宮左京大夫大和守石川朝臣名足

前右大臣正二位大中臣朝臣清麻呂

參議宮內卿正四位下兼神祇伯大中臣朝臣子老



"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
8	7	7	6	•	6	5	5	5	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	2	2	2
•	•	•	•	閨	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
1	7	6	10	5	4	6	5	1	9	8	7	6	10	6	5	5	5	4	7	3	3
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
25	28	10	25	27	11	29	5	7	23	28	17	20	28	5	24	10	19	25	19	19	19

木工頭正四位下伊勢朝臣老人

尚掃從四位上美作女王

右大臣從二位兼中衛大將藤原朝臣是公

參議兵部卿從三位多治比真人長野

大宰員外帥從三位藤原朝臣浜成

大藏卿從四位上石川朝臣豊人

右京大夫從四位下藤原朝臣菅繼

左中弁從四位下百濟王仁貞

大藏卿從四位上佐伯宿祢真守

144 143 142 141 140 139 138 137 136 135

## 〔日本後紀〕

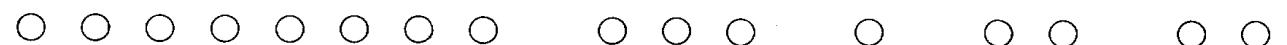
(備考) 140と141は同事重出。記載形式を問題としているので、これら両者を採り上げた。

3	2	1	通番号 諸項目	合計	小計
薨 卒 当 事 者					
		A	分類形式		
○		A			
○		B			
○		C			
" "	延曆		收載条		
16	15	15			
•	•	•			
1	10	7			
•	•	•			
7	15	16			

右大臣正一位兼行皇太子傳中衛大將藤原朝臣継繩  
正四位上因幡國造淨成女  
參議左大弁近衛大將兼神祇伯正四位上大中臣朝臣諸魚

四	三										
一一九	六五	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二一	一六								○		
		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
		10	10	10	10	9	9	8	8	8	8
		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
		11	7	5	5	5	2	12	9	7	4
		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
		3	29	20	4	3	18	22	19	7	8

△ 23	△ 22	△ 21	△ 20	△ 19	△ 18	△ 17	△ 16	△ 15	△ 14	△ 13	△ 12	11	10	9	8	7	6	5	4
渤海大使從三位王孝廉 播磨守贈正四位下賀陽朝臣豐年 典侍正三位小野朝臣石子	左京大夫從四位上藤原朝臣今川 常陸守從三位菅野朝臣真道 尚膳從三位永原朝臣惠子	大納言正三位兼右近衛大將兵部卿坂上大宿祢田村麻呂 備前守正四位下藤原朝臣真雄 右大臣從二位藤原朝臣內麻呂 宮內卿正三位藤原朝臣雄友 大納言正三位兼右近衛中將正四位下行春宮大夫安倍朝臣兄雄 尚膳從三位藤原朝臣勤子 左京大夫兼摶津守正四位下三嶋真人名繼 右大臣從二位神王	大學頭從四位下紀朝臣作良 典侍正四位上和氣朝臣広虫 贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂 中納言從三位和朝臣家麻呂 常陸守從四位下紀朝臣直人 大納言正三位兼彈正尹壹志濃王																



"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
7	6	6	5	5	3	2	2	2	1	4	3	1	24	24	23	18	18	18	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
3	6	6	5	7	6	10	7	5	4	4	6	10	4	11	8	4	2	1	1
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
22	27	14	14	24	29	6	8	23	23	11	12	19	24	12	27	27	21	20	16

○ 43	○ 42	○ 41	○ 40	△ 39	△ 38	△ 37	△ 36	△ 35	△ 34	△ 33	△ 32	△ 31	△ 30	△ 29	△ 28	△ 27	△ 26	△ 25	△ 24
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

尚水從四位下川原女王	中納言正三位巨勢朝臣野足
參議從四位上藤原朝臣藤繼	典侍從四位下橘朝臣安万子
中納言從三位兼兵部卿藤原朝臣繩主	尚侍從二位五百井女王
刑部卿從四位上大庭王	治部卿四品坂本親王
正三位中納言藤原朝臣葛野麿	越前權守從四位上大野朝臣直雄
東宮學士從四位下高村宿祢田使	右大臣從二位兼行皇太弟傳藤原朝臣園人
圖書頭從四位下御室朝臣今嗣	參議正四位下行大宰大式紀朝臣広浜
參議從四位下大宰大式安倍朝臣寬麿	參議從三位行近江守秋篠朝臣安人
修理大夫從四位下橘朝臣永繼	東宮學士從四位下上毛野朝臣穎人
伊勢守從四位下藤原朝臣友人	相摸守從四位下藤原朝臣友人

○

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○	○	○	○	○
---	---	---	---	---

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
13	13	12	12	12	11	10	10	9	9	9	9	9	8	8	8	8	7	7
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
8	5	8	3	1	11	7	6	12	12	11	11	11	10	9	7	3	12	4
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
16	4	18	24	10	11	2	21	19	2	17	10	5	26	10	16	16	25	14

△ 63	△ 62	△ 61	△ 60	○ 59	○ 58	○ 57	△ 56	△ 55	○ 54	△ 53	△ 52	△ 51	○ 50	△ 49	△ 48	○ 47	△ 46	○ 45	△ 44
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

典侍從四位下清原朝臣吉子

刑部卿從四位上百濟王教德

中納言兼右近衛大將從三位勳四等文室朝臣綿麿

越後守從四位下伴宿祢弥嗣

參議從四位上宮內卿藤原朝臣道雄

中納言從三位藤原朝臣貞嗣

彈正大弼從四位下橘朝臣長谷麻呂

尚闡從三位笠朝臣道成

彈正尹四品佐味親王

參議從三位多治比真人今麿

越前守從四位上紀朝臣末成

參議從四位下橘朝臣常主

左大臣正二位兼行左近衛大將藤原朝臣冬嗣

伊与守從四位上安倍朝臣真勝

尾張守從四位下路真人年繼

右兵衛督從四位下勲七等坂上大宿祢広野

讚岐權守從四位下高瀬王

尚侍從三位藤原朝臣美都子

東宮學士從四位下安野宿祢文繼

參議從四位下伴宿祢国道

---

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

---

○

○

---

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
5	5	5	5	5	4	3	3	3	2	2	2	2	1	1	14	14	14	13	13
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
11	10	9	6	3	6	9	7	6	12	8	7	1	2	1	9	7	4	10	9
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
12	26	4	11	9	24	6	24	2	4	29	16	12	9	4	22	22	26	17	20

---

		通番号 諸項目		△75 ○74 ○73 ○72 ○71 △70 △69 ○68 △67 △66 △65 △64												
2	1	合計	△75 ○74 ○73 ○72 ○71 △70 △69 ○68 △67 △66 △65 △64	尚闐從四位下秋篠朝臣室子 出雲守正四位上平野王 參議正三位春原朝臣五百枝 參議從四位上小野朝臣岑守 大納言正三位良岑朝臣安世 春宮亮從四位下藤原朝臣三成 大藏卿從三位藤原朝臣淨本 正四位上武藏守石川朝臣河主 左兵衛督從四位上藤原朝臣家雄 右兵衛督從四位下伴宿祢真臣 出雲守正四位下紀朝臣祚麻呂 散位頭從四位下茅野王												
		薨	卒	當事者												
A	B	C	分類形式	○ ○	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "
○ ○	B				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	C				10	10	9	9	7	7	7	7	6	6	6	6
承和	天長		收載條		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
1	10				2	1	5	3	12	7	7	4	4	12	6	5
1	9				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
4	19				18	19	24	20	27	21	6	30	19	19	19	8

〔続日本後紀〕

(備考) 通番号欄の○印は類聚国史、△印は日本紀略に拠り各々補った。

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
左中弁從四位下笠朝臣仲守 尚縫從四位下和氣朝臣緒繼																			
參議從二位紀朝臣百繼 大宰大式從四位上藤原朝臣広敏																			
右大臣從二位清原真人夏野 右兵衛督從四位下百濟王安義																			
治部卿正四位下安倍朝臣吉人 伊勢守從四位下丹墀真人清貞																			
右京大夫從四位上橘朝臣弟氏 參議左大弁從三位藤原朝臣常嗣																			
右大臣從二位皇太子傅藤原朝臣三守 伊予国守從四位上紀朝臣深江																			
武藏守從四位下正道王 中務大輔從四位下高階真人石河																			
文章博士從三位菅原朝臣清公 彈正尹三品阿保親王																			
伯耆守從四位上笠朝臣梁麿 出雲權守正四位下文室朝臣秋津																			
參議從三位勲六等兼越中守朝野朝臣鹿取 致仕左大臣正二位藤原朝臣緒嗣																			

1	通番号 諸項目
	大宰帥三品葛井親王
	薨 卒 當 事 者
	A
○	B
	C
嘉祥	收載條
3 • 4 • 2	

〔文德実録〕

合計	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23
陸奥出羽按察使從四位下藤原朝臣富士麻呂													
左中弁從四位上藤原朝臣嗣宗													
越前守從四位下良岑朝臣木連													
尚侍從二位百濟王慶命													
右大臣從二位橘朝臣氏公													
尚藏從二位緒繼女王													
致仕參議正三位藤原朝臣綱繼													
神祇伯正四位下田口朝臣佐波主													
典侍從四位上大和朝臣春上													
參議從四位下三原朝臣春上													
神祇伯正四位下橘朝臣氏人													
近江權守從四位下藤原朝臣貞主													

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	
前豊後權守從五位下登美真人直名	一品大宰帥葛原親王	參議正四位下左兵衛督兼近江守藤原朝臣助	侍医外從五位下菅原朝臣梶成	備中守從四位上源朝臣安	大内記從五位下和氣朝臣貞臣	越中權守從五位上紀朝臣椿守	大和守正五位下丹墀真人門成	治部少輔兼斎院長官從五位下藤原朝臣関雄	參議左大弁從三位小野朝臣篁	勘解由次官從五位下菅原朝臣善主	相摸權守從四位下橘朝臣貞直	主計頭從五位下都宿祢貞繼	右兵衛佐兼信濃介從五位下紀朝臣最弟	越前守正五位下藤原朝臣高房	從四位下丹波權守伴宿祢成益	參議正四位下行宮内卿兼相摸守滋野朝臣貞主	摠津權介從五位下善友朝臣穎主	從四位下治部大輔興世朝臣書主	右兵衛督正四位下坂上大宿祢清野	從四位下治部大輔興世朝臣書主

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	3	3
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
6	6	6	5	4	4	3	3	2	12	11	6	5	2	2	2	2	6	11	8
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
10	4	2	29	28	14	28	22	14	22	7	20	22	27	25	10	8	29	6	4

41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22
相摸權介從五位上山田宿祢古嗣 左大臣正二位源朝臣常 鎮守將軍從五位下伴宿祢三宗 正五位下備前守藤原朝臣大津 木工頭正五位下石川朝臣長津 美作守正五位下藤原朝臣行道 前山城守從五位下藤原朝臣松影 大判事兼明法博士備後介從五位下伴宿祢宗 右京大夫從四位下藤原朝臣諸成 權中納言兼左衛門督從二位藤原朝臣長良 正四位下右京權大夫兼山城守長岑宿祢高名 正四位下因幡權守南淵朝臣永河 右京大夫兼加賀守正四位下藤原朝臣衛 丹波守從五位上文室朝臣助雄 宮主外從五位下占部宿祢雄貞 尾張國守從五位上藤原朝臣宗善 宮內卿從三位高枝王 陸奧權介從五位下藤原朝臣大滝 參河國守從五位下安倍朝臣氏主 大學助從五位下山田連春城																			

○ ○

○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	天安	"	"	"	"	"	"	"	"	"
2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	3	3	2	2	1	1	1	1	1	3

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	天安	"	"	"	"	"	"	"	"	"
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
6	6	6	5	4	4	3	11	10	9	7	4	1	1	12	12	10	8	6	12
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
20	15	2	15	16	10	14	5	12	3	3	18	28	22	19	3	9	16	13	21

合計

## 〔三代実録〕

													通番号 諸項目	薦 卒 當 事 者
13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		
大納言正三位兼行民部卿陸奥出羽按察使安倍朝臣安仁														
參議從四位上行式部大輔藤原朝臣貞守														
従四位上行備前守藤原朝臣春津														
尚侍從三位当麻真人浦虫														
尚侍從三位広井女王														
従四位上行攝津守滋野朝臣貞雄														
中宮大夫従四位下藤原朝臣良仁														
勘解由次官従五位下兼行明法博士御輔朝臣長道														
正五位下行内薬正兼侍医參河權守物部朝臣広泉														
正三位行中納言橘朝臣岑繼														
従五位下行内薬正大神朝臣虎主														
參議從四位上行大宰大式清原真人岑成														
正五位上行刑部大輔豊階真人安人														

														分類形式
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	C

														貞觀	收載條		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"				
3	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	23		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4		
9	2	12	10	10	9	8	12	10	8	7	5	5	5	5	7		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10		
24	29	29	29	3	26	5	22	23	10	13	1	1	1	1	10		

従五位下守大判事兼行明法博士讚岐朝臣永直

大納言正三位兼行右近衛大将源朝臣定

従四位下行内蔵權頭藤原朝臣興邦

従四位上行中務大輔清原真人滝雄

従五位上行助教滋善宿祢宗人

大納言正三位源朝臣弘

従四位下行近江權守良岑朝臣清風

參議刑部卿正四位下兼行越前權守正躬王

尚藏従三位菅野朝臣人数

前宮内卿正四位下豊江王

従五位下行越後介高橋朝臣文室麻呂

従四位上行伊与守豊前王

従四位上行下野權守利基王

雅樂權大允外從五位下和邇部宿祢大田麿

従四位上行神祇伯中臣朝臣逸志

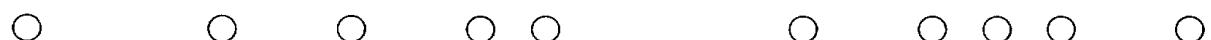
典侍従四位上藤原朝臣有子

従四位上行神祇伯中臣朝臣當道

大納言正三位平朝臣高棟

従五位上行掃部頭藤原朝臣貞敏

右大臣正三位藤原朝臣良相



"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	4	8	是月
9	9	9	9	9	8	8	7	7	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
10	10	5	3	1	5	1	10	2	2	7	5	5	5	4	1	1	20	11	5	1	1	3	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
10	4	19	9	24	28	24	26	2	2	16	19	1	15	25	20	11	5	1	1	5	1	3	

53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34
前近江權守從四位下藤原朝臣有貞	従四位下行右近衛中將兼阿波守源朝臣鴨繼	太政大臣從一位藤原朝臣良房	従四位上行右近衛中將兼丹波權守伊伎宿祢是雄	正三位守右大臣藤原朝臣氏宗	正四位下行播磨權守紀朝臣今守	宮主從五位下兼行丹波權守伊伎宿祢是雄	外從五位下行侍医兼美作權介坂上宿祢貞野	參議正四位下源朝臣生	太政大臣從一位藤原朝臣良房	従四位下行右近衛中將兼阿波守源朝臣鴨繼	前近江權守從四位下藤原朝臣有貞	左大臣正二位源朝臣信	従四位上行越前守源朝臣啓	従四位下行伊予權守當麻真人清雄	參議従三位春澄朝臣善繩	従五位上行天文博士中臣志斐連春繼	従五位下行陰陽助兼陰陽博士笠朝臣名高	二品行大宰帥賀陽親王	正三位守右大臣藤原朝臣氏宗

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
15	15	14	14	14	14	14	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	10	10	10
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	閨	•	•	•
3	3	11	9	8	7	4	3	2	10	4	8	2	12	8	6	4	4	4	2
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
26	8	19	2	2	20	24	29	7	8	13	23	19	7	27	28	11	23	23	18

73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	
従四位上行右兵衛督兼越前權守清原真人秋雄																				従四位上行彈正大弼橘朝臣貞根
従五位上行陰陽頭兼陰陽博士安芸權介滋岳朝臣川人																				従五位上行等博士兼但馬守家原朝臣氏主
外従五位下行権針博士下道朝臣門繼																				従四位上行大和守在原朝臣善淵
従四位上行大和守在原朝臣善淵																				大納言正三位兼行右近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝臣常行
従四位下行丹波守良岑朝臣經世																				參議正四位下行右兵衛督藤原朝臣仲統
従四位上行神祇伯兼伊与權守藤原朝臣廣基																				神祇伯従四位下行美濃權守藤原朝臣良近
二品行式部卿兼大宰帥忠良親王																				前丹波守従五位上坂上大宿祢貞守
従五位上行典藥頭兼侍医興道宿祢名繼																				従四位下行周防權守紀朝臣有常
參議従三位行左大弁藤原朝臣家宗																				參議従三位行左大弁藤原朝臣家宗
従四位上行右兵衛督兼相摸守藤原朝臣良尚																				従四位上行中宮大夫藤原朝臣秀道
權掌侍従四位下藤原朝臣宣子																				従四位上行中宮大夫藤原朝臣秀道

"	"	"	"	"	元慶	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
3	2	1	1	1	18	18	18	17	17	17	17	17	17	17	16	16	16	16	15	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
2	6	11	3	2	1	11	9	2	9	6	6	5	2	2	8	7	5	4	8	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
10	20	3	10	10	23	19	9	20	9	29	6	19	17	2	9	30	27	24	28	

93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74
從四位下行 <small>越前權守</small> 藤原朝臣弘經	尚侍正二位源朝臣全姫	大藏卿正四位下基兄王	參議正四位下行 <small>右衛門督兼讚岐守</small> 源朝臣舒	外從五位下行天文博士中臣志斐連安善	參議從三位行 <small>右衛門督兼播磨權守</small> 源朝臣勤	從四位上行 <small>左京大夫忠範王</small>	從四位上行 <small>但馬權守</small> 源朝臣穎	從四位下行 <small>播磨守橘</small> 朝臣信陰	從四位上行 <small>大宰大式橘</small> 朝臣三夏	從四位上行 <small>左京大夫忠範王</small>	從四位下行 <small>但馬權守</small> 源朝臣穎	宮内卿正四位下源朝臣覺	從四位上行 <small>伊与守輔世</small> 王	從四位上行 <small>侍從源朝臣兼善</small>	文章博士從五位下兼行大内記 <small>越前權介都朝臣良香</small>	從四位上行 <small>侍從源朝臣兼善</small>	從四位上行 <small>伊与守輔世</small> 王	從四位上行 <small>伊与守輔世</small> 王	從四位上行 <small>伊与守輔世</small> 王
從四位上行 <small>彈正大弼兼越前權守</small> 兼行王	從五位下行丹波介卜部宿祢平麿	從五位下行大和守坂上大宿祢滝守	參議從三位行 <small>右衛門督兼播磨權守</small> 源朝臣勤	外從五位下行 <small>天文博士中臣志斐連安善</small>	參議從三位行 <small>右衛門督兼播磨權守</small> 源朝臣勤	從五位上行 <small>攝津權守</small> 菅野朝臣佐世	從四位上行 <small>左京大夫忠範王</small>	從四位上行 <small>但馬權守</small> 源朝臣穎	從四位上行 <small>大宰大式橘</small> 朝臣三夏	從四位上行 <small>左京大夫忠範王</small>	從四位上行 <small>但馬權守</small> 源朝臣穎	宮内卿正四位下源朝臣覺	從四位上行 <small>伊与守輔世</small> 王	從四位上行 <small>伊与守輔世</small> 王	從四位上行 <small>伊与守輔世</small> 王	從四位上行 <small>伊与守輔世</small> 王	從四位上行 <small>伊与守輔世</small> 王	從四位上行 <small>伊与守輔世</small> 王	
從四位下行 <small>越前權守</small> 藤原朝臣弘經	尚侍正二位源朝臣全姫	大藏卿正四位下基兄王	參議正四位下行 <small>右衛門督兼讚岐守</small> 源朝臣舒	外從五位下行天文博士中臣志斐連安善	參議從三位行 <small>右衛門督兼播磨權守</small> 源朝臣勤	從四位上行 <small>左京大夫忠範王</small>	從四位上行 <small>但馬權守</small> 源朝臣穎	從四位下行 <small>播磨守橘</small> 朝臣信陰	從四位上行 <small>大宰大式橘</small> 朝臣三夏	從四位上行 <small>左京大夫忠範王</small>	從四位上行 <small>但馬權守</small> 源朝臣穎	宮内卿正四位下源朝臣覺	從四位上行 <small>伊与守輔世</small> 王	從四位上行 <small>伊与守輔世</small> 王	從四位上行 <small>伊与守輔世</small> 王	從四位上行 <small>伊与守輔世</small> 王	從四位上行 <small>伊与守輔世</small> 王	從四位上行 <small>伊与守輔世</small> 王	

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
7	6	6	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
1	9	1	12	11	11	11	5	2	8	5	5	2	1	1	10	10	6	4	2
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
15	21	25	5	29	22	9	16	4	30	28	28	6	13	6	29	20	24	25	25

表四

A	分類形式	五國史	續日本紀	日本後紀	續日本後紀	文德実録	三代実録
後半三 (約二・一%)	前半一 (約〇・七%)	四	日	本	紀		
			三 (約九・一%)				
○			○				
	○%						
七 (約一六・七%)							
六二 (約五九・六%)							

合計	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94
従四位下行	丹波介清内宿祢雄行										
典侍正四位下	甘南備真人伊勢子										
正四位下行	因幡守平朝臣房世										
従四位上行	山城權守恒基王										
従四位下行	侍從源朝臣興扶										
參議刑部卿	正四位下兼行近江守忠貞王										
正五位下行	大學博士善淵朝臣永貞										
前周防守	従五位上紀朝臣安雄										
従四位下行	信濃守橘朝臣良基										
従四位上行	大宰大弐源朝臣行有										
六二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二四			○						○		
一八						○					
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	3	3	2	1	8	8	7	7	7	7	7
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	6	6	5	12	8	1	12	8	6	6	1
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	20	8	28	11	27	19	11	21	14	10	29

これにより、諸種の事柄を指摘しうるが、差し当たり、ここで必要と考える点のみを挙げることとする。  
各五国史におけるABC各型式の比率の高低に関しては、

(備考) A・B・C各欄における%は、各五国史毎のそれら三形式事例合計数に占める百分比であり、行・守各欄における%は、該字の使用さるべき各五国史毎のA・C兩形式事例合計数に占める百分比である。

		B		前半五四 (三七・五%)		二九		二六 (約七八・八%)		三三 (約九四・三%)		三三 (約七八・六%)		三四 (約三三・一%)	
		C		前半五 (約三・五%)		二一		前半五 (約一一・一%)		二一 (約一四・六%)		四 (約一二・一%)		二 (約五・七%)	
		合 計		前半六〇 (約四一・七%)		一四四		後半一六 (約一一・一%)		一〇〇%		二 (約五・七%)		二 (約五・七%)	
		行		後半八四 (約五八・三%)		三三 (一〇〇%)		後半六〇 (約四一・七%)		三五 (一〇〇%)		四 (一〇〇%)		一〇四 (一〇〇%)	
		守		前半 ○		三 (約四二・九%)		○		一 (約一一・一%)		一〇一 (一〇〇%)		一〇四 (一〇〇%)	
		行		前半 ○		一 (四%)		○		一 (約一一・一%)		一〇一 (一〇〇%)		一〇四 (一〇〇%)	
		守		前半 ○		一 (四%)		○		一 (約一一・一%)		一〇一 (一〇〇%)		一〇四 (一〇〇%)	
		行		後半 ○		一 (四%)		○		一 (約一一・一%)		一〇一 (一〇〇%)		一〇四 (一〇〇%)	
		守		後半 ○		一 (四%)		○		一 (約一一・一%)		一〇一 (一〇〇%)		一〇四 (一〇〇%)	
						七八 (九七・五%)				四 (五%)					

①、『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』の三書においては、B型 → C型 → A型の順に低くなっていること。

②、「文徳実録」においては、B型 → A型 → C型の順に低くなっていること。

③、「三代実録」においては、A型 → B型 → C型の順に低くなっていること。

A B C 各型式の各五国史における比率の高低に関しては、

④、A型式は『三代実録』、B型式は『続日本後紀』、C型式は『三代実録』において各々最高をマークしていること。

⑤、A型式は『続日本後紀』、B型式は『三代実録』、C型式は『続日本後紀』『文徳実録』両書（書は同率）において各々最低をマークしていること（但し、「続日本紀」を前半、後半に分けて考えてみた場合、その前半の方が、それら両書へ「続日本後紀」と「文徳実録」よりも、さらに一層低率である。）。

等々の事柄が知られる。このうち①、②、④により、『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『文徳実録』の四書ではB型式が、『三代実録』ではA型式が、各々最も卓越していること、⑥、⑦により、『三代実録』ではC型式が最も低率であるとはいへ、それでもその比率は、他余の四国史におけるそれよりも高いこと、さらに、このことと、⑤の「B型式は『三代実録』において最低をマークしていること」（摘要）とから、『三代実録』の薨卒記事における薨卒当事者の官位・官職の記載は、五国史の当該記事記載中、A・C両型式を採るに最も徹底していると言えるのである。而して、これを端的に明示するのが、既掲〈表四〉中の「行」「守」両文字の表記である。同表をみると、『三代実録』には「行」が七八例、「守」が四例もあり、同書におけるそれら両字の用例数は、無論、他余の四国史におけるそれの比でないと理会しうる。しかも、その「行」「守」両字のうち、殊に「行」は、同書において該字の使用さるべきA・C両型式事例のすべて（但し、「守」字使用的45、94C型式へ一八例の合計八〇例）にみられるという程の徹底さである。

尚、斯かる事柄は〈表五〉に示す如く、『三代実録』の薨卒記事において薨卒当事者を記載するに、官位+人名なる形式を採る事例中、男性官人の占める百分比（約一三・二%）が、他余の四国史におけるそれ（『続日本紀』へ四五・七%）

〈表五〉

諸項目	五国史	続日本紀		日本後紀		続日本後紀		文徳実録		三代実録	
		前半	後半	前半	後半	一〇〇%	六〇%	六〇%	約二三・三%	五	一五
A、官位+人名の記載形式を採る事例数	前半五五 後半二六	八一	一〇	一一〇	一〇						
B、官位+人名の記載形式を採る男性官人数	前半三三 後半四	三七	一〇	一二三	三						
C、 $\frac{B}{A} \times 100$	前半六〇 後半一五・四%	約四五・七%	一〇〇%	六〇%	三	二					

「日本後紀」へ一〇〇%、「続日本後紀」へ六〇%、「文徳実録」へ六〇%）に較べて最も低率を示していること（【統日本紀】の後半部分における件の比率へ一五・四%よりも低率）換言すれば、同書がその薨卒記事において、薨卒当事者について記載するに際し、件の記載すべき某男性官人が散位者でない限り、その所帯官職を努めて登載せんとし、且つそれを履行しているとみられることからも、はつきりと言い得られるのである。

斯くして、茲に『三代実録』の薨卒記事における薨卒当事者の記載様態に関する性格ないし特色の一斑を明らかにしうるのである。

### 三 服解関係の記載

五国史の薨卒記事における薨卒当事者の服解と、それに係わる事柄の記述について検討を加えてみよう。

さて、斯うした記述は『続日本紀』に全く見られず、『日本後紀』に、

①、弘仁初叙<sub>ニ</sub>從五位下。任<sub>ニ</sub>右兵衛佐。遭<sub>ニ</sub>父喪<sub>ニ</sub>罷<sub>レ</sub>職。更任<sub>ニ</sub>右衛門佐<sub>ニ</sub>（從四位下坂上大宿攝広野卒伝天長5・閏3・9条〔類聚国史〕）

の一例、『続日本後紀』に、

②、仁明天皇践祚之初。叙<sub>ニ</sub>正五位上。尋授<sub>ニ</sub>從四位下。明年居<sub>ニ</sub>親母喪<sub>ニ</sub>。殆至<sub>ニ</sub>滅<sub>レ</sub>性。不<sub>レ</sub>幾而卒<sub>ニ</sub>（從四位下甘南備真人高直卒伝承和3・4・18条）

③、弘仁二年恩勅。叙<sub>ニ</sub>從五位下。以<sub>ニ</sub>帝昔在藩之日侍講<sub>ニ</sub>也。二月補<sub>ニ</sub>左衛門佐<sub>ニ</sub>。十二月服解。三年奪<sub>ニ</sub>情除<sub>ニ</sub>近江介<sub>ニ</sub>

（從三位朝野朝臣鹿取覽傳承和10・6・11条）〔二年〕

④、初除<sub>ニ</sub>大學助<sub>ニ</sub>。以<sub>ニ</sub>父憂<sub>ニ</sub>去<sub>レ</sub>職。天長八年正月除<sub>ニ</sub>從五位下<sub>ニ</sub>（從四位下良岑朝臣木連卒伝嘉祥2・6・28条）

の三例、『文德実録』に、

⑤、三年拜<sub>ニ</sub>内舍人<sub>ニ</sub>。七年喪<sub>ニ</sub>父。孝恩過<sub>レ</sub>礼。幾<sub>ニ</sub>於毀滅<sub>ニ</sub>。太子践祚<sub>ニ</sub>。拜<sub>ニ</sub>右近衛將監<sub>ニ</sub>（從四位下藤原朝臣岳守卒伝仁寿1・9・26条）〔四年〕

⑥、九年授<sub>ニ</sub>從五位下<sub>ニ</sub>。拜<sub>ニ</sub>大宰少式<sub>ニ</sub>。有<sub>レ</sub>詔不<sub>レ</sub>許<sub>レ</sub>之<sub>ニ</sub>官。其夏喪<sub>ニ</sub>父。哀毀過<sub>レ</sub>礼。十年為<sub>ニ</sub>東宮學士<sub>ニ</sub>（從三位小野朝臣童麿傳仁寿2・12・22条）〔二年〕

〔二年〕

⑦、數歲喪<sub>ニ</sub>母。哀戚過<sub>レ</sub>礼。叔父參議真綱深相矜愛。弱冠從<sub>ニ</sub>治部卿安倍朝臣吉人<sub>ニ</sub>受<sub>ニ</sub>老莊<sub>ニ</sub>（從五位下和氣朝臣貞臣卒伝仁寿3・4・14条）

⑧、九年正月轉為<sub>ニ</sub>播磨守<sub>ニ</sub>。大學頭如<sub>レ</sub>故。七月遭<sub>ニ</sub>太上天皇崩<sub>ニ</sub>服解。八月復<sub>レ</sub>任<sub>ニ</sub>（從五位下嵯峨天台沙門素然卒伝仁寿2・12・20条）〔一ヶ月〕

⑨、弘仁十二年丁<sub>ニ</sub>父憂<sub>ニ</sub>。哀毀過<sub>レ</sub>礼。天長三年為<sub>ニ</sub>陸奥按察使記事<sub>ニ</sub>（從五位上山田宿禰古嗣卒伝仁寿3・12・21条）〔六年〕

の五例みられる。これら各四国史所見事例数の、それら各四国史載録の薨卒記事合計数に占める百分比は、『続日本紀』が○%、『日本後紀』が約○・六%、『続日本後紀』が約三・一%、『文德実録』が約六・三%となつて、斯うした数値の面からも、当該記述に関して、四国史中、『文德実録』が最も卓越していると言える。また、服解から服闋後の官職への復帰迄の期間（以下、これを「復職期間」と仮称する。）について、足掛け年数単位で知りうるのは、『続日本後紀』に一例（③〔二年〕）、『文

『徳実録』に三例（⑤「四年」、⑥「一年」、⑨「六年」）、しかも、それを月数単位まで知りうるのは、『文徳実録』にのみ一例（⑧「一ヶ月」）存することを以てしても、薨卒記事における薨卒当事者の官歴次第を詳細に記載するという点で、『文徳実録』がそれに先行する他余の三國史に比較して一段と勝っていると看做しうるのである。

ところで、この『文徳実録』所見の事例をみると、「喪父。孝恩過礼」（⑤）、「喪父。哀毀過礼」（⑥）、「喪母。哀戚過礼」（⑦）、「丁母憂。哀毀過礼」（⑨）とあって、そこに「過礼」「哀毀」「哀」などという共通表現を見ることも、旁注意しておきたい。

それでは、『三代実録』の場合は如何であろうか。次下に同書の当該関係部分を抜粋して検討を加えてみよう（事例⑩は、飯

山瑞穂氏「尊経閣文庫藏『類聚国史』抄出紙背に  
ついて」（『高橋隆三先生古記録の研究』）に掲った。）

①、九年進<sub>（承和）</sub>正五位下<sub>（中略）</sub>俄而拜<sub>（右馬頭）</sub>嘉祥三年丁<sub>（母憂）</sub>解<sub>（職）</sub>未<sub>（レ）</sub>幾奪<sub>（レ）</sub>情起<sub>（レ）</sub>之<sub>（拜）</sub>右兵衛督<sub>（從四位下藤原朝臣良仁）</sub>（事例⑪は、飯

・13条）〔不明〕

②、奄丁<sub>（母憂）</sub>。哀啼哭泣。歐<sub>（レ）</sub>血絕<sub>（氣）</sub>。經<sub>（レ）</sub>時乃蘇。不<sub>（レ）</sub>勝<sub>（悲慟）</sub>。服中病卒<sub>（卒伝 貞觀2・8・5条）</sub>

③、承和七年為<sub>（明法博士）</sub>仁寿三年叙<sub>（外從五位下）</sub>母喪去<sub>（職）</sub>後復<sub>（本官）</sub>（從五位下御輔朝臣長道卒伝 貞觀2・9・26条）〔不明〕

④、十三年為<sub>（右衛門督）</sub>兼<sub>（相模守）</sub>十四年進<sub>（從四位上）</sub>其年冬十二月母憂解<sub>（職）</sub>十五年二月詔奪<sub>（レ）</sub>情以<sub>（ニ）</sub>本官一起<sub>（臣春津卒伝 貞觀2・10・29条）</sub>

之<sub>（正三位橘朝臣岑繼堯）</sub>〔一ヶ月〕

⑤、六年授<sub>（天長）</sub>從五位下<sub>（近江介）</sub>為<sub>（筑後守）</sub>七年二月母憂去<sub>（職）</sub>其年十月拜<sub>（近江介）</sub>（從四位上清原真人岑成卒伝 貞觀3・2・29条）〔八ヶ月〕

⑥、五年為<sub>（承和）</sub>播磨守<sub>（中務卿如故）</sub>（中略）九年七月嵯峨太上天皇崩定丁<sub>（母憂）</sub>解<sub>（職）</sub>九月詔起<sub>（之以ニ本官）</sub>（中略）十五年春為<sub>（尾張守）</sub>中務卿如故嘉祥二年正月拜<sub>（中納言）</sub>是月母尚侍百濟王氏薨定遭<sub>（喪去）</sub>職三月詔

奪<sub>（レ）</sub>情起<sub>（之）</sub>〔正三位源朝臣定義傳貞觀5・1・3条〕〔一ヶ月〕〔一ヶ月〕

⑧、二年正月兼筑前守。閏二月為春宮大進一本官如故。三月轉亮。八月母喪解官。九月拜內藏權頭

(從四位下藤原朝臣興邦卒貞)

(天安) 観5・1  
〔一ヶ月〕

⑨、⑩、八年八月除侍從。數月遷雅樂頭(中略)四年冬十月父大臣薨。滝雄居喪。哀毀過禮。十二月詔奪情。

以本官起之(中略)天安二年五月拜中務大輔。貞觀二年八月丁母憂解職。十月詔起之

(從四位上清原真人滝雄) 卒伝 貞觀5・1・11条

〔二ヶ月〕 〔二ヶ月〕

⑪、二年遷刑部卿。未幾遷治部卿。信濃守如故。九年七月遭太上天皇崩解職。同月拜參議。九月復本官治部

(承和)

卿(天安) 正三位源朝臣弘範伝〔同月〕

⑫、二年遷美濃介。同年遷播磨權介。並左近衛少將如故。是年母喪解職。數月之後。詔以本官起之

(從四位下良貴朝臣清風) 卒伝 貞觀5・1・15条

〔数月〕

⑬、⑭、天長三年為大學助。俄而遷式部大丞。五年父憂去職。服中詔以本官起之(中略)仁壽三年春加正五

位下。為大和守。齊衡二年為左京權大夫。大和守如故。天安元年九月丁母憂解官。服闋之後。二年十一月拜

民部大輔(從四位上豐前王卒伝) 雅樂〔不明〕 〔十五ヶ月〕

⑮、承和三年為內藏少允。轉大允。助。十一年授從五位下。十二年母喪解官。詔以本官起之

(從四位上中臣朝臣逸志卒伝 貞觀9・1)

〔24〕 〔不明〕

⑯、承和九年進正四位下。更拜大藏卿。十年授從三位。仁壽元年拜參議。三年六月親喪解職。哀毀過禮。七月

詔奪情。以本官起之(從三位平朝臣高棟傳) 伝 貞觀9・5・19条〔一ヶ月〕

⑰、九年春授從五位下。數歲轉頭。齊衡三年兼備前介。明春加從五位上。天安二年丁母憂解官。服闋拜掃部

(承和) 卒伝 貞觀9・10・4条 〔不明〕

頭(從五位上藤原朝臣貞敏) 卒伝 貞觀9・10・4条 〔不明〕

- (18)、(19)、齊衡元年兼<sub>ニ</sub>播磨介。俄而拜<sub>ニ</sub>春宮亮<sub>一</sub>。侍從。内藏助。播磨介並如<sub>レ</sub>故。是年冬。父大津卒<sub>ニ</sub>於任國。始聞<sub>ニ</sub>父疾。即欲<sub>ニ</sub>奔赴。天皇不<sub>レ</sub>聽。及<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>審問<sub>一</sub>。嘔<sub>レ</sub>血氣絕。數尅乃蘇。去<sub>レ</sub>職不<sub>レ</sub>仕。詔奪<sub>レ</sub>情以<sub>ニ</sub>本官<sub>一</sub>起<sub>レ</sub>之。俄而兼<sub>ニ</sub>左兵衛權佐<sub>一</sub>。二年授<sub>ニ</sub>從五位上<sub>一</sub>。(中略)三年春遷<sub>ニ</sub>左大弁<sub>一</sub>。左近衛中將備前守並如<sub>レ</sub>故。母紀氏寢<sub>レ</sub>疾疲憊。良繩昼夜扶侍。不<sub>レ</sub>捨<sub>ニ</sub>左右。衣不<sub>レ</sub>解<sub>レ</sub>帶。目不<sub>レ</sub>接<sub>レ</sub>睫。終然丁<sub>レ</sub>憂。解<sub>ニ</sub>去官職<sub>一</sub>。哀号過<sub>レ</sub>禮。殆<sub>ニ</sub>於毀滅<sub>一</sub>。數月之後。以<sub>ニ</sub>本官<sub>一</sub>起<sub>レ</sub>之。  
(正四位下藤原朝臣良繩)(貞觀10・2・18条)  
(卒伝 貞觀10・2・18条)〔一年以内〕〔数月〕
- (20)、四年遷為<sub>ニ</sub>左衛門督<sub>一</sub>。八年兼<sub>ニ</sub>武藏守<sub>一</sub>。九年七月太上天皇崩<sub>一</sub>。(嵯峨)丁<sub>レ</sub>憂去<sub>レ</sub>職。同月拜<sub>ニ</sub>中納言<sub>一</sub>。(正三位源朝臣信薨傳)  
(正三位源朝臣信薨傳)  
(貞觀10・閏12・28条)
- 〔同月〕
- (21)、(22)、三年遷<sub>ニ</sub>右兵衛權佐<sub>一</sub>。齊衡元年六月丁<sub>ニ</sub>父大臣憂<sub>一</sub>解<sub>レ</sub>職。七月詔以<sub>ニ</sub>本官<sub>一</sub>起<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>。(中略)三年為<sub>ニ</sub>筑前守<sub>一</sub>。(右近衛)中將如<sub>レ</sub>故。貞觀元年六月。母喪去<sub>レ</sub>職。二年正月詔奪<sub>レ</sub>情起<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>。(從四位上源朝臣興卒)  
(從四位上源朝臣興卒)〔一ヶ月〕〔七ヶ月〕
- (23)、(24)、為<sub>ニ</sub>侍從<sub>一</sub>。四年十月父大臣薨。因而解<sub>レ</sub>官。明年正月詔以<sub>ニ</sub>本官<sub>一</sub>起<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>。(中略)其間兼<sub>ニ</sub>信濃守備中權介<sub>一</sub>。転<sub>ニ</sub>權守豊前守<sub>一</sub>。天安元年冬母喪去<sub>レ</sub>職。服紀未<sub>レ</sub>終。詔起<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>。(從四位上清原真人秋雄)  
(從四位上清原真人秋雄)〔三ヶ月〕〔不明〕
- (25)、九年三月授<sub>ニ</sub>從三位<sub>一</sub>。十月父大臣薨。居<sub>レ</sub>喪去<sub>レ</sub>職。紫毀過<sub>レ</sub>礼。十一月詔以<sub>ニ</sub>本官<sub>一</sub>起<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>。(正三位源朝臣常行薨)  
(正三位源朝臣常行薨)〔一ヶ月〕
- (26)、(27)、七年遷<sub>ニ</sub>右兵衛佐<sub>一</sub>。是年七月遭<sub>ニ</sub>父大臣喪<sub>一</sub>解<sub>レ</sub>職。九月詔以<sub>ニ</sub>本官<sub>一</sub>起<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>。(中略)十二年春兼<sub>ニ</sub>備前守<sub>一</sub>。夏丁<sub>ニ</sub>母憂<sub>一</sub>去<sub>レ</sub>職。未<sub>レ</sub>幾詔奪<sub>レ</sub>情起<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>。(正四位下藤原朝臣仲統)  
(正四位下藤原朝臣仲統)〔二ヶ月〕〔不明〕
- (28)、三年正月為<sub>ニ</sub>伊勢權介<sub>一</sub>。淑裝就<sub>レ</sub>路。有<sub>レ</sub>詔召還。拜<sub>ニ</sub>右少弁<sub>一</sub>。四年遭<sub>ニ</sub>母喪<sub>一</sub>解<sub>レ</sub>職。服紀未<sub>レ</sub>終。詔以<sub>ニ</sub>本官<sub>一</sub>起<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>。  
(貞觀)  
(從四位下藤原朝臣良近)〔不明〕
- (29)、五年為<sub>ニ</sub>左馬助<sub>一</sub>。十一年十二月遭<sub>ニ</sub>父喪<sub>一</sub>去<sub>レ</sub>職。十二年三月詔以<sub>ニ</sub>本官<sub>一</sub>起<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>。(從五位上坂上大宿禰貞守)  
(從五位上坂上大宿禰貞守)〔三ヶ月〕
- (30)、貞觀元年春徵為<sub>ニ</sub>左近衛少將<sub>一</sub>。兼<sub>ニ</sub>上總權介<sub>一</sub>。二年春停<sub>ニ</sub>上總權介<sub>一</sub>兼<sub>ニ</sub>近江權介<sub>一</sub>。丁<sub>ニ</sub>母憂<sub>一</sub>解<sub>レ</sub>職。服紀之中。詔

以ニ本官ニ起レ之(從四位上藤原朝臣良尚)  
卒伝 元慶1・3・10条)〔不明〕

〔31〕、仁和元年正月出為大宰大式。丁ニ母憂ニ去レ職。數月 詔以ニ本官ニ起レ之(從四位上源朝臣行有卒)  
伝 仁和3・6・20条)〔數月〕

『三代実録』には、以上の三一例を検出しうる。この事例数は、一つの薨卒記事中に薨卒当事者の服喪が父母両親に

関わり、二度行なわれているものを、各々一例づつの二例と看做して計算したものである(斯かる父母に關わる事例は、上述の「文  
徳実録」及び、それに先行する三国史に  
れは全くみら)。この三一例という事例数が、上述の『文徳実録』及び、それに先行する三国史におけるそれを遙かに上廻つ

ていることを、先ず指摘しておきたい。そして、この三一例についての「復職期間」の内訳をみると、「不明」は一〇

例(①、③、⑯、⑰、⑱、㉔、㉗、㉘、㉚の一〇例)あるが、それでもその中には、引用史料自身が一年以内であるこ

とを語るもの(⑯)、あるいは「未レ幾」(①、㉗)、「服中」(⑯)、「服紀未レ終」(㉔、㉘)、「服紀之中」(㉚)というように、いまだ服闋以前のこととして、或る程度の期間を想察しうるものがある。この意味で、その残余の三例(③⑯⑰の三例)

のみが、「復職期間」全く不明と看做される事例といふことになる。これに対し、「復職期間」を月数単位まで知りうるものが一七例にも上り、この事例数は、優に全事例数(三一例)の過半数を占めている。また、斯うした事例に準ずる

〔数月〕も三例を数える。さらにまた、本書の薨卒記事には「云々」とあって、本文が省略されているとみられる事例が、かなり多く存すること、詳言すれば、同書五十卷中、卷十九貞觀十三年四月十三日条所見の從五位下笠朝臣名高卒伝より、以下断続的ではあるが、卷四十八仁和元年十二月十一日条所見の正五位下善淵朝臣永貞卒伝に至るまでに、そ

うした事例が三五例も存すること、等々をも併せ考へるならば、本書収載の薨卒記事、中に就き、薨卒当事者の官歴の係年月記事の詳細さは、他余の四国史におけるそれに比して、格段に卓越していることを理会しうるのである。これはまた、同書収載の薨卒記事において、薨卒当事者が外官に補任されたにも拘らず、任地へ赴かぬ旨を記す事例が、

〔1〕、(齊衡二年)三月遷任ニ筑前権守。不レ之レ任。三年遷ニ左兵衛佐(從四位下藤原朝臣興邦)  
卒伝 貞觀5・1・5条)

②、除<sub>ニ</sub>太宰博士。不<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>官。承和之初。拜<sub>ニ</sub>大学直講<sub>一</sub>（從五位下山口伊美吉西成）

（卒伝 貞觀6・1・17条）

③、貞觀元年十一月授<sub>ニ</sub>從五位下<sub>一</sub>。為<sub>ニ</sub>次侍從<sub>一</sub>。後拜<sub>ニ</sub>越後介<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>任<sub>一</sub>

（從五位下高橋朝臣文室麻呂卒伝 貞觀6・2・2条）

④、貞觀三年遷<sub>ニ</sub>伊予守<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>任<sub>一</sub>（中略）六年授<sub>ニ</sub>從四位上<sub>一</sub>

（從四位上行伊予守豊前王卒伝 貞觀7・2・2条）

⑤、齊衡中拜<sub>ニ</sub>越中守<sub>一</sub>。俄而遷<sub>ニ</sub>加賀守<sub>一</sub>。累歷<sub>ニ</sub>相模越前守<sub>一</sub>。並不<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>任<sub>一</sub>

（從四位上源朝臣啓卒傳 貞觀11・8・27条）

⑥、六年遷<sub>ニ</sub>美濃權介<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>官。嘉祥一年為<sub>ニ</sub>越後守<sub>一</sub>（從五位上菅原朝臣峯嗣卒伝 貞觀12・3・30条）

⑦、承和十一年授<sub>ニ</sub>從五位下<sub>一</sub>。拜<sub>ニ</sub>丹波介<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>任<sub>一</sub>。十二年見<sub>レ</sub>疑<sub>レ</sub>私<sub>ニ</sub>通後宮寵姫<sub>一</sub>。出為<sub>ニ</sub>常陸權介<sub>一</sub>

（從四位下多治真人貞岑卒伝 貞觀16・11・9条）

⑧、嘉祥三年遷<sub>ニ</sub>安芸守<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>任<sub>一</sub>。天安二年增<sub>ニ</sub>正五位下<sub>一</sub>。貞觀三年拜<sub>ニ</sub>右京大夫<sub>一</sub>

（從四位上橘朝臣貞根卒傳 貞觀15・8・28条）

⑨、十年授<sub>ニ</sub>從四位下<sub>一</sub>。遷<sub>ニ</sub>伊勢守<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>任<sub>一</sub>（從四位下坂上大宿攝流守卒伝 貞觀16・11・9条）

⑩、元慶三年授<sub>ニ</sub>從四位下<sub>一</sub>。遷<sub>ニ</sub>陸奥守<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>官。四年出為<sub>ニ</sub>大和守<sub>一</sub>（從四位下坂上大宿攝流守卒伝 元慶5・11・9条）

⑪、天安之初。大宰大式正躬王妙選<sub>ニ</sub>僚屬<sub>一</sub>。請<sub>ニ</sub>良基与<sub>ニ</sub>巨勢夏井<sub>一</sub>為<sub>ニ</sub>少監<sub>一</sub>。良基以<sub>レ</sub>非<sub>ニ</sub>其好<sub>一</sub>。鬱々不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>志。不<sub>レ</sub>肯之<sub>レ</sub>任<sub>一</sub>。

（元慶）文德天皇發<sub>ニ</sub>盛怒<sub>一</sub>。解<sub>ニ</sub>却其官<sub>一</sub>。清和天皇登祚。貞觀元年用為<sub>ニ</sub>木工少允<sub>一</sub>（從四位下橘朝臣良基卒傳 仁和3・6・8条）

⑫、六年二月為<sub>ニ</sub>因播權守<sub>一</sub>。後月遷<sub>ニ</sub>相模守<sub>一</sub>。先後不<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>任<sub>一</sub>。卷雄奏請<sub>下</sub>被<sub>レ</sub>罷<sub>ニ</sub>相模守<sub>一</sub>。任<sub>ニ</sub>男一人外吏<sub>上</sub>。詔依<sub>レ</sub>請<sub>。</sub>以<sub>ニ</sub>

男房典<sub>一</sub>為<sub>ニ</sub>近江少掾<sub>一</sub>（從四位上文室朝臣卷雄卒伝 仁和3・8・7条）

と一二例も存するのに、それに先行する四国史において、斯様な記事を『続日本後紀』に、

○十四年叙<sub>ニ</sub>從五位下<sub>一</sub>。出<sub>・</sub>下野守<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>任<sub>一</sub>。留任<sub>ニ</sub>春宮亮<sub>一</sub>。俄遷<sub>ニ</sub>右少弁<sub>一</sub>（從三位藤原朝臣常嗣薨卒伝 承和7・4・23条）

○八年遷<sub>ニ</sub>阿波守<sub>一</sub>。是時有識公卿一兩人依<sub>ニ</sub>詔旨<sub>一</sub>。與<sub>ニ</sub>諸儒等<sub>一</sub>修<sub>ニ</sub>撰令義解<sub>一</sub>。真貞亦參<sub>ニ</sub>其事<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>赴<sub>ニ</sub>任所<sub>一</sub>。承和五年授<sub>ニ</sub>正五位上<sub>一</sub>（從四位下善道朝臣真貞卒伝 承和12・2・20条）

○弘仁二年除<sub>ニ</sub>出羽介<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>國留<sub>レ</sub>京。尋轉<sub>ニ</sub>駿河介<sub>一</sub>（從四位上藤原朝臣長岡卒伝 嘉祥2・2・6条）

の三例、『文徳実録』に、

。齊衡二年正月為<sub>ニ</sub>下総守<sub>一</sub>。称<sub>ニ</sub>病篤<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>任<sub>一</sub>。隱居養<sub>レ</sub>痾<sub>一</sub>。有<sub>レ</sub>恩<sub>一</sub>。諸節祿及位祿等<sub>一</sub>。准<sub>ニ</sub>見任<sub>一</sub>給<sub>一</sub>（從五位上春枝王卒伝 齊衡3・9・13条）  
。天安二年三月遷為<sub>ニ</sub>陸奥權介<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>任卒<sub>一</sub>（從五位下藤原朝臣大流 卒伝 天安2・6・2条）

の二例の、都合五例しか見出しえぬ処からも追認しうることである。

凡そ、服喪者は、服解により一旦<sub>ニ</sub>その所帶官職から離れる事になるが、服闋後、若しくは服紀中に ①、当該官職に再任されるか、または ②、当該官職以外の官職に新規に補任されるのが、極く普通のケースである。その際、事例数の上で、より多くみられるのは、③でなく①であり、『三代実録』に拠つてこれを窺えば、①の事例は一九例にも上る（同書における全三一例）。これを同書では「以<sub>ニ</sub>本官<sub>一</sub>起<sub>レ</sub>之」（④、⑨、⑫、⑬、⑮、⑯、⑰、⑲、⑳、㉑、㉓、㉕、㉖、㉗～㉙の一六例）、「復<sub>ニ</sub>本官」（③の一例）、「起<sub>レ</sub>之以<sub>ニ</sub>本官」（⑥の一例）、「復<sub>ニ</sub>本官治部卿」（⑪の一例）と明記しており、斯うした本官への復任を明確に記す事例は、五国史中、独り同書のみであることも、これを以て同書の薨卒記事における薨卒当事者の官歴記載の詳細さを示す一徵証となしうるのである。

但し、斯うした同書の薨卒記事における薨卒当事者の官歴記載の詳細さを以てしても、某官人の服喪期間中だけに限つて、仮令、一時的であるにもせよ、他者がその某官人に成変わり、その職務を全うすべく、当該官職に補任されたことを的確に示す証拠を全く見出しえないのである。

斯様な『三代実録』の薨卒記事における薨卒当事者の服解に関わる官歴の係年月記載の詳細さや、或る意味では、これに齟齬するようにも受け取れる事柄ではあるが、薨卒当事者の服喪期間中、その所帶官職に、仮令、一時的であるにもせよ、他者がその職務を履行すべく、当該官職に補任されたことを的確に示す証拠を見出しえるのは、独り同書における薨卒記事についてのみならず、自余の諸記事、即ち、いわゆる一般の任官ないしそれに關わる記事についても、齊

しく認められる事である。  
(節末付表参照)

						続日本後紀	続日本紀	五国史	通番号
8	7	6	5	4	3	2	1	服 解 関 係 記 事	
今 詔起 <sup>レ</sup> 之。	從五位下内藏朝臣高守為 <sup>ニ</sup> 備中介 <sup>一</sup> 。高守。貞觀二年任 <sup>ニ</sup> 備中介 <sup>一</sup> 。高守遭 <sup>ニ</sup> 母憂 <sup>一</sup> 去 <sup>レ</sup> 職。	從五位下橘朝臣三夏為 <sup>ニ</sup> 大宰少弐 <sup>一</sup> 。去七月母喪解官。今 詔以 <sup>ニ</sup> 本職 <sup>一</sup> 起 <sup>レ</sup> 之。	從五位下紀朝臣本道為 <sup>ニ</sup> 筑前權守 <sup>一</sup> 。本道。天安二年二月拜 <sup>ニ</sup> 此職 <sup>一</sup> 。丁 <sup>ニ</sup> 母憂 <sup>一</sup> 去 <sup>レ</sup> 職。今 起 <sup>レ</sup> 之。	右近衛中將從四位下源朝臣興為 <sup>ニ</sup> 筑前守 <sup>一</sup> 。興去年正月兼 <sup>ニ</sup> 筑前守 <sup>一</sup> 。母憂去 <sup>レ</sup> 職。今以 <sup>ニ</sup> 本 官一起 <sup>レ</sup> 之。	存問兼領渤海客使直講薦田・安雄復命奏言。客徒。今月六日解纜坂 <sup>レ</sup> 蕃。大内記安倍 ・清行。去四月丁 <sup>ニ</sup> 父憂 <sup>一</sup> 去 <sup>レ</sup> 職。故安雄獨帰奏事。	參議左大弁從三位藤原朝臣常嗣。去年遭 <sup>ニ</sup> 母喪 <sup>一</sup> 。今日有 <sup>レ</sup> 勅。起視 <sup>レ</sup> 事。	正四位上大伴宿禰家持為 <sup>ニ</sup> 左大弁兼春宮大夫 <sup>一</sup> 。先是遭 <sup>ニ</sup> 母憂 <sup>一</sup> 解任。至 <sup>レ</sup> 是復焉。	天応1・8・8	
三年	四十四ヶ月	三ヶ月				二年	承和7・2・21	服解を含む任官 再任官の期間	收載条
貞觀4 ・8 ・17	貞觀3 ・10 ・22	貞觀3 ・8 ・21	貞觀3 ・6 ・17	貞觀2 ・1 ・16	貞觀1 ・7 ・21				

三 代 実 錄

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
外從五位下滋野朝臣善根為美濃守。從五位上滋野朝臣善蔭為丹波守。善根。今年為之。	外從五位下三善宿禰清江為美濃介。清江。貞觀四年拜美濃介。以父憂去職。今詔以本官一起。詔起之。	外從五位下安倍朝臣貞行為攝津守。貞行。貞觀三年任攝津守。以母難解職。今詔起之。	以從五位上忠世宿禰貞直為薩摩守。貞直。貞觀四年任薩摩守。以母憂去職。今詔起之。	以外從五位下安芸守。基兄。今年正月拜安芸守。丁母憂去職。詔以本官一起之。	從四位上基兄王為安芸守。基兄。今年正月拜安芸守。丁母憂去職。詔以本官一起之。	從四位上茂世王為大宰大式。茂世。去年正月任大宰大式。丁父憂去職。今詔起之。	從五位下守内匠頭藤原朝臣維範為阿波權介。内匠頭如故。維範。去年兼任阿波權介。丁父憂解職。今以本官一起之。	從五位下安倍朝臣清行為大宰少式。清行。貞觀六年正月任大宰少式。丁母憂去職。今以本官一起之。	從五位下太朝臣貞長為參河介。貞長。九年正月任參河介。以母憂去職。今詔起之。
外從五位下源朝臣好為備前守。好。九年三月任備前守。丁父憂去職。今詔起之。	外從五位下源朝臣好為備前守。好。九年三月任備前守。丁父憂去職。今詔起之。	外從五位下源朝臣好為備前守。好。九年三月任備前守。丁父憂去職。今詔起之。	外從五位下源朝臣好為備前守。好。九年三月任備前守。丁父憂去職。今詔起之。	外從五位下源朝臣好為備前守。好。九年三月任備前守。丁父憂去職。今詔起之。	外從五位下源朝臣好為備前守。好。九年三月任備前守。丁父憂去職。今詔起之。	外從五位下源朝臣好為備前守。好。九年三月任備前守。丁父憂去職。今詔起之。	外從五位下源朝臣好為備前守。好。九年三月任備前守。丁父憂去職。今詔起之。	外從五位下源朝臣好為備前守。好。九年三月任備前守。丁父憂去職。今詔起之。	外從五位下源朝臣好為備前守。好。九年三月任備前守。丁父憂去職。今詔起之。
二十七ヶ月	五十一月	二年	貞觀10·2·16	貞觀9·4·11	貞觀7·5·16	貞觀5·8·25	貞觀5·6·29	貞觀5·3·19	(善蔭)十九ヶ月
貞觀11·3·23	貞觀11·3·17	貞觀10·2·16	貞觀9·4·11	貞觀7·5·16	貞觀5·8·25	貞觀5·6·29	貞觀5·3·19	貞觀4·12·20	貞觀4·12·20

	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
前參議正四位下源朝臣良臣。正月十九日丁母憂去職。是日有勅。以本官起之。											
従五位下南淵朝臣良臣為阿波介。良臣。元慶八年三月任。遭母憂去職。今奪情起之。											
従五位下坂上大宿禰良助為近江大掾。良助。元慶八年任。丁母憂去職。詔以本官起之。											
従五位下源朝臣貞樹為豐前守。貞樹。去二月丁母憂罷職。今以本官起之。											
従五位上源朝臣雙為權介。雙。五年二月任。丁母憂解職。今奪情復之。											
従五位下橘朝臣秋実為美作介。秋実。貞觀十八年拜美作介。丁父憂解職。今奪情起之。											
従五位上在原朝臣安貞為攝津守。安貞。貞觀十九年正月任。而丁母艱去職。詔以本官起之。											
従五位上源朝臣是行為丹波守。是行。貞觀十七年八月任。而丁母憂解官。今以本官起之。											
従五位下橘朝臣貞樹為越前守。貞樹。去二月丁母憂罷職。今以本官起之。											
従五位下坂上大宿禰良助為近江大掾。良助。元慶八年任。丁母憂去職。詔以本官起之。											
従五位下南淵朝臣良臣為阿波介。良臣。元慶八年三月任。遭母憂去職。今奪情起之。											
元慶2・7・2	元慶2・4・2	貞觀14・2・26	貞觀14・1・26								
三十六ヶ月	三十八ヶ月	十九ヶ月	三十七ヶ月	十ヶ月	元慶8・3・9	仁和2・5・9	仁和3・2・17	29	28	27	26
					元慶7・12・28	元慶2・8・14					

(備考)

19と21は同事重出。服解関係記事数を問題としているので、これら両者とともに採り上げた。1~29のうち、3以外の二十

八例は、すべて任官ないし、それに関わる記事である。服解を含む任官と再任官の期間欄における年数は足掛け年数、月数は実月数である。

#### 四 所生母の記載

五国史所見の薨卒記事において、通常、薨卒当事者が皇(太)子・皇女・(内)親王、即ち天皇御子である場合、その所生母の出自を最も詳細に記すこと周知の通りである。そこで、ここでは、件の記事のあり様について検討を加えてみよう。

はじめに、五国史所見の当該記事の全事例を掲げることとする。

五国史							所 生 母 の 出 自 記 事	收 載 条
7	6	5	4	3	2	1		
但馬内親王	忍壁親王	大伯内親王	明日香皇后	大江皇后	新田部皇后	弓削皇子	薨去者△皇 ・(太)子・(内) 親王▽女	
和銅	慶雲	大宝	"	"	"	文武		
1	2	1	4	3	3	3	3・7	
6	5	12	4	12	9	7	21	
25	7	27	4	3	25			

		続日本紀																	
27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8
大田親王	大德親王	稗田親王	能登内親王	坂合部内親王	難波内親王	衣縫内親王	室内親王	多紀内親王	安積親王	長谷部内親王	水主内親王	舍人親王	新田部親王	泉内親王	聖武皇太子	田形内親王	志貴親王	穗積親王	長親王

天皇同母姉也。

母夫人正三位県犬養宿禰広刀自。從五位下唐之女也。

大同	延暦	"	天応	"	"	宝龜	宝字	天平	勝寶	天平	"	"	"	"	"	天平	"	神龜	"	"	靈龜
3	22	1	1	9	4	3	3	3	•	13	9	7	7	6	5	5	2	1	1	•	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	閏	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
3	10	12	2	5	10	7	11	1	1	3	8	11	9	2	9	3	8	7	6	•	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
27	25	17	17	27	14	9	11	25	13	28	20	14	30	8	13	5	11	27	4		

日本後紀																			
47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28
數努內親王	貞子內親王	明日香親王	春日內親王	基良親王	基子內親王	万多親王	酒人內親王	俊子內親王	恒世親王	佐味親王	菅原內親王	因幡內親王	駿河內親王	坂本親王	朝原內親王	甘南備內親王	業子內親王	布勢內親王	高志內親王
母紀氏。從三位木津魚朝臣之女。從五位下魚員是也。	贈皇后所誕育也。	母中務大輔藤原朝臣鷲取女也。																	
"	"	承和	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	弘仁	
2	1	1	9	8	8	7	6	3	3	2	2	1	11	9	8	6	3	4	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	閏	•	9	•	4	•	5		
4	5	2	12	6	3	4	8	6	5	7	7	6	26	11	2	6	8		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20	5	25	21	24	7		
14	22	13	24	14	20	21	20	8	1	16	6	26	20	5	25	21	24		

文 德 実 錄							統 日 本 後 紀															
67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48			
明子内親王	宗子内親王	葛原親王	齊子内親王	成康親王	繁子内親王	親子内親王	葛井親王	秀子内親王	大宅内親王	崇子内親王	良貞親王	有智子内親王	時子内親王	石上内親王	阿保親王	高津内親王	安濃内親王	恒統親王	芳子内親王	嵯峨太皇大后所誕第五皇女也。		
母右大臣正一位清原真人夏野之女春子也。	母從四位上高階真人淨階之女。從五位上河子也。	母正五位下文室真人久賀麻呂之女。從五位上文字也。	母正五位下文室真人久賀麻呂之女。從五位上文字也。	母正五位下文室真人久賀麻呂之女。從五位上文字也。	母太皇大后也。	母藤原氏。	母橘氏。正五位下嶋田麿之女。從三位常子是也。	今上之同產也。	母橘氏云々。	天皇之皇女也云々。	先太上天皇幸姬王氏所誕育也。	母多治比氏。參議從三位長野真人之女。贈正一位真宗真人是也。	太皇大后之所産也。	母葛井氏焉。	納從三位坂上大宿禰菟田麻呂女從五位下全子所誕也。	芳子内親王	嵯峨太皇大后所誕第五皇女也。	納從三位坂上大宿禰菟田麻呂女從五位下全子所誕也。	芳子内親王	嵯峨太皇大后所誕第五皇女也。		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
1	1	3	3	3	1	1	3	3	2	15	15	14	14	13	9	9	8	8	5	5	5	5
9	3	6	5	4	12	9	4	2	2	5	5	10	2	9	10	3	8	4	12	12	12	12
5	20	4	16	18	9	18	2	25	14	15	6	26	12	26	22	16	30	17	26	26	26	26

三代実録																		
86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68
真子内親王	基貞親王	柔子内親王	池上内親王	惟条親王	宗康親王	業良親王	仲野親王	高子内親王	大井内親王	重子内親王	善原内親王	純子内親王	大原内親王	有子内親王	伊登内親王	同子内親王	滋野内親王	安勅内親王
母正五位上紀朝臣種子。正四位下名虎之女也。	母嵯峨太上天皇皇女諱正子。	母參議正四位下滋野朝臣貞主之女。從四位上繩子也。	母橘氏。從四位下入居之女也。名曰田村子。	母三品高津内親王。桓武天皇納。從三位坂上大宿橘苅田磨女。從五位下全子。所誕育也。	母贈皇后沢子。贈太政大臣總繼之女。与光孝天皇同胞也。	母從五位上紀朝臣靜子。正四位下名虎之女也。	母百濟王氏。從五位上教俊之女也。	母從四位下藤原朝臣河子。從四位上大繼之女也。	母從四位下藤原朝臣河子。從四位上大繼之女也。	母從五位下藤原朝臣道長之女也。	母正五位下文室真人久賀麻呂之女文子。	母正五位下文室真人久賀麻呂之女文子。	母從五位下河子焉。	母贈皇后。志。桓武天皇之女也。	母池子。丹墀氏。從五位上門成之女也。	母藤原氏。從三位乙叡之女也。	母大納言正三位勲四等藤原朝臣小黒麻呂之女。正五位下上子也。	母徒四位上藤原朝臣大繼之女。從四位下河子也。
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
12	11	11	10	10	10	10	9	8	7	7	5	5	5	4	3	2	1	2
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	9
5	9	2	11	9	6	1	1	6	11	7	7	1	1	2	25	19	7	17
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21	21	20	10	10
5	21	28	23	14	11	11	17	16	28	2	21	21	19	25	19	20	7	17

勝子内親王	云々母參議滋野朝臣貞主女也。
賀陽親王	云々。
人康親王	云々。
賀樂内親王	云々。
忠良親王	云々。
久子内親王	云々。
平子内親王	母贈從二位藤原朝臣女。
珍子内親王	云々。母從五位上紀朝臣靜子。正四位下名虎之女也。
儀子内親王	云々。清和太上皇同產之妹也。
慧子内親王	母從五位上藤原朝臣是雄之女也。
高丘親王	母贈從三位伊勢朝臣繼子。正四位下勲四等老人之女也。云々。
巨勢親王	母贈從三位伊勢朝臣繼子。正四位下老人之女也。
恒貞親王	母太皇大后諱正子。嵯峨太上天皇之女焉。
氏子内親王	母贈皇后諱高志。即是太上天皇之庶妹也。
紀内親王	母從四位下藤原朝臣河子。從四位上大繼之女。内親王与仲野親王同產也。
元慶	" " " " " " " "
仁和	" " " " " " " "
	3・閏
"	1・24
2	1・10
•	4・5
6	6・24
•	20
29	29
29	20
2	5
•	13
4	18
•	18
9	16
•	14
1	13
•	13
7	10
•	5
2	8
•	28
8	20
•	3
20	5
5	6
13	18
•	20
13	18
•	18
10	16
•	14
7	13
•	13

## (備考)

所生母の出自記事中の傍二重線部分は生母名であり、傍波線部分は本文省略を示すとみられる「云々」である。また、「日本後紀」における26~44の一九名中、29~30の二名を除く一七名の薨去者及びそれらの一部の者に関わる若干の所生母の出自記事と、「三代実録」における所生母の出自記事中の傍線部分のそれとは、各々『日本紀略』に拠って補つたものである。

これにより、薨去者の生母名（傍二重線部分）を記すのは『続日本紀』に一例（18の一例）、『日本後紀』に二例（30、32の二例）、『続日本後紀』に五例（45、47、49、50、58の五例）、『文徳実録』に七例（60、63、64、66、69の七例）、『三代実録』に二〇例（70、72、75、77、79、86、94、97、98、100、102の一〇例）存することが分かる。而してこれら事例数の、皇（太）子・皇女・（内）親王薨去記事合計数に占める百分比を各五国史毎に検すると、『続日本紀』が四%、『日本後紀』が約一〇・五%、『続日本後紀』が約三八・五%、『文徳実録』が七〇%、『三代実録』が約七六・九%となる（<sup>ヘ</sup>表六<sup>ヘ</sup>参照）。この数値は、本文省略を示すとみられる云々を含み、しかも、そこに生母名のみえぬ事例（『続日本後紀』の二例<sup>ヘ</sup>87<sup>ヘ</sup>92<sup>ヘ</sup>57<sup>ヘ</sup>95<sup>ヘ</sup>）を除外して算出したものである。

兎も角も、以上の検討により、完成奏上時が降れば降るほど、上記の百分比が高率となつていてこと、つまり、五国

史中、『三代実録』において、件の百分比が最も高率をマークしていることを明らかにしうるのである。

右に述べたところは、薨卒当事者が皇（太）子・皇女・（内）親王の場合についてであるが、それ以外に、やはり薨卒当事者の生母名を記す事例があるや否やを検索してみると、左記のような結果が得られる。

	続日本紀				五国史 通番号	薨 卒 者	有 生 母 名 記 事	収 載 条
	5	4	3	2	1			
藤原朝臣乙叡						天平心真正皇太后（光明）	母曰「贈正一位県犬養橘宿禰三千代」。	宝字天平 宝龜 延暦 ” 9・閏 3・28
						藤原朝臣永手	母曰「正一位牟漏女王」。	2・2・22
						皇太后（新笠）	母贈正一位大枝朝臣真妹。	4・6・7
						皇后（乙牟漏）	母尚侍贈從一位阿倍朝臣古美奈。	15
							母尚侍百濟王明信。	
大同	3	6	3	3	3			
	3	6	3	3	3			

三代実録		日本後紀	
9	8	7	6
源朝臣定		母百濟王氏。其名曰慶命。	弘仁 12・7・11
在原朝臣業平		阿保親王娶桓武天皇女伊登内親王。生業平。	天長7・閏12・18
		貞觀 5・1・3	元慶 4・5・28

即ち『続日本紀』に四例（1～4）、『日本後紀』に三例（5～7）、『三代実録』に二例（8・9）の都合九例見出せるのである。このうち、皇后・皇太后を三例（1・3・4）含むが、これを父系出自の面からみれば、皇子（暁姓）一例（8）、皇孫（暁姓在原氏）一例（9）、文室真人氏一例（7）、橘氏一例（6）、藤原氏四例（1、2、4、5）、高野氏一例（3）、となり、藤原氏が半数近くを占めていることが分かる。これのみを以てしても、同氏の国史への関わり方の深さを窺知しうるのである。

それはともかくとして、先に触れた皇（太）子・皇女・（内）親王の場合と、いま述べたそれ以外の九事例の場合との双方を合算し、それらが薨卒記事合計数に如何なる比率を占めているかを、各五国史別に調査した結果を示すのが（表七）である。これにより、『続日本紀』が約一・六%、『日本後紀』が約二・八%、『続日本後紀』が約五・三%、『文德実録』が約八・八%、『三代実録』が約一一・八%となり、この百分比においても、完成奏上時が降れば降るほど高率を示している、とした先の指摘の妥当性が追認されるのである。

斯くして五国史所見の薨卒記事中、『三代実録』のそれが、薨卒当事者——取り分け、天皇御子たる皇（太）子・皇女・（内）親王の所生母の記載面において、最も卓越している事実を明らかにしうるのである。

〈表六〉

諸項目	五国史	続日本紀	日本後紀	続日本後紀	文徳実録	三代実録
a、有生母名記事合計数	一	二	二	五	七	二〇
b、皇(太)子・皇女・(内)親王薨去 記事合計数	二五	一九	一五(二三)	一〇	三三(二六)	
$\frac{a}{b} \times 100$	四%	約一〇・五%	約三八・五%	七〇%	約七六・九%	

(備考) 括弧内数字は云々を含むものを差引いた事例数である。但し、云々を含むとはいへ、生母名を記す事例の場合は、そのかぎりでない。『続日本後紀』と『三代実録』の百分比は、各々括弧内数字に基づいて算出した。aはあくまでもろにおけるものである。

〈表七〉

諸項目	五国史	続日本紀	日本後紀	続日本後紀	文徳実録	三代実録
a、有生母名記事合計数	五	三〇一	五	一七九	九五	五
b、薨卒記事合計数						
$\frac{a}{b} \times 100$	約一・六%	約二・八%	約五・三%	約八・八%	約一一・八%	

## 五 賜氏姓の記載

薨卒記事において、薨卒当事者の父祖ないし本人への賜氏姓を記している事例を、五国史について一渉り検索してみると、左記の三〇例を挙げることが出来る（但し、ここには僧侶対<sup>伝は含まれていない。</sup>）。

### 「続日本紀」

①、正二位廣岡朝臣古那可智薨伝……天平勝宝九歳閏八月十六日。有レ勅賜ニ姓廣岡朝臣〔朝臣△同右〕（天平宝字3・7・5条）

②、従三位藤原朝臣弟貞薨伝……弟貞者平城朝左大臣正二位長屋王子也……勝宝八歳。安宿。黃文謀反。山背王陰上ニ其変。高野天皇嘉之。賜ニ姓藤原。名曰ニ弟貞〔藤原△勝宝八歳〕〔朝臣△不明記〕（天平宝字7・10・17条）

③、従四位下上道朝臣正道卒伝……勝宝九歳。以レ告ニ橘奈良麻呂密。授ニ從四位下。賜ニ姓朝臣〔上道△不明記〕〔朝臣△勝宝九歳〕（神護景雲1・9・23条）

（神護景雲1・9・23条）

④、従四位下高丘宿禰比良麻呂卒伝……父樂浪河内。正五位下大學頭。神龜元年。改為ニ高丘連。宝字八年。以レ告ニ仲満反。授ニ從四位下。景雲元年賜ニ姓宿禰〔高丘△神龜元年〕〔宿禰△景雲元年〕（神護景雲2・6・28条）

⑤、正四位下大和宿禰長岡卒伝……刑部少輔從五位上五百足之子也……勝宝年中。改ニ忌寸。賜ニ宿禰〔大和△不明記〕〔宿禰△同右〕（神護景雲3・10・29条）

⑥、従四位上大津連大浦卒伝……大浦者世習ニ陰陽。仲満甚信之。問以ニ事之吉凶。大浦知ニ其指意涉ニ於逆謀。恐ニ禍及ニ己。密告ニ其事。居未ニ幾。仲満果反。其年授ニ從四位上。賜ニ姓宿禰……神護元年。以レ党ニ和氣王。除ニ宿禰

姓。左遷日向守。尋解見任。即留彼國。寶龜初。原罪入京。任陰陽頭。連大津。不明記。同右。（寶龜6・5・17条）

⑦、正二位吉備朝臣真備薨伝。天平七年帰朝。授正六位下。拜大學助。高野天皇師之。受禮記及漢書。恩寵甚渥。賜姓吉備朝臣。累遷。七歳中。至從四位上右京大夫兼右衛士督。

⑧、正一位文室真人邑珍薨伝。勝宝四歲賜姓文室真人。文室勝宝四歲。真人同右。（寶龜11・11・28条）

⑨、正三位石上大朝臣宅嗣薨伝。勝宝四歲賜姓石上大朝臣。吉備天平七年。朝臣同右。（寶龜6・10・2条）

⑩、正三位石上大朝臣左大臣從一位麻呂之孫。中納言從三位弟麻呂之子也。寶龜初。出為大宰帥。居無幾遷式部卿。拜中納言。賜姓物部朝臣。以其情願也。尋兼皇太子傅。改賜姓石上大朝臣。十一年。

転大納言。石上。不明記。大朝臣同右。（天應1・6・24条）

⑪、正四位上道嶋宿禰嶋足卒伝。嶋足本姓牡鹿連。八年惠美訓儒麻呂之劫勅使也。嶋足與將監坂上苅田麻呂。奉詔疾馳。射而殺之。以功擢授從四位下勲二等。賜姓宿禰。補授刀少將兼相摸守。転中將。改本姓。賜

道嶋宿禰。尋加正四位上。道嶋。不明記。宿禰。宝字八年。（延暦2・1・8条）

⑫、從四位下淡海真人三船卒伝。寶字元年。賜姓淡海真人。淡海。宝字元年。真人同右。（延暦4・7・17条）

⑬、從三位坂上大宿禰苅田麻呂薨伝。正四位上犬養之子也。八年。惠美仲麻呂作逆。先遣其息訓儒麻呂邀

奪鈴印。苅田麻呂與將曹牡鹿嶋足。共奉詔載馳。射訓儒麻呂而殺之。以功授從四位下勲二等。賜姓大忌寸。補中衛少將。坂上。大宿禰。不明記。同右。（延暦5・1・7条）

⑭、正一位大中臣朝臣清麻呂薨伝。曾祖國子小治田朝小德冠。父意美麻呂中納言正四位上。景雲二年拜中納

言。優詔賜姓大中臣。大中臣。景雲二年。朝臣。不明記。（延暦7・7・28条）

(14)、贈正三位和氣朝臣清麻呂薨伝……宝龜元年聖帝践祚。有勅入京。賜姓和氣朝臣〔朝△利氣△寶龜元年〕（延暦18・2・  
21条）

「『続日本後紀』」

(15)、散位從四位下善道朝臣真貞卒伝……五年上表。賜姓善道朝臣〔善道△天長五年〕（承和12・2・20条）

〔朝臣△同右〕

(16)、正四位下南淵朝臣永河卒伝……同年十二月与兄正五位下弘貞。陳父先志。賜姓南淵朝臣〔南淵△弘仁十四年〕（天長  
安1・10・13条）

〔弘仁十四年〕

(17)、散位從四位上清原真人有雄卒伝……三年為肥後守。上奏改王号。賜姓清原真人姓〔清原△嘉祥三年〕（天安1・12・  
25条）

〔嘉祥〕

〔清原△嘉祥三年〕

〔朝臣△同右〕

天

「『文德実録』」

「『三代実録』」

(18)、從四位上行攝津守滋野朝臣貞雄卒伝……父從五位上家訖。延暦十七年改伊蘇志臣。賜姓滋野宿禰。弘仁十四年改宿禰賜朝臣〔滋野△延暦十七年〕（貞觀1・12・22条）

〔朝臣△弘仁十四年〕

〔滋野△延暦十七年〕

(19)、從五位下大神朝臣虎主卒伝……虎主。本姓神直。成名之後。賜姓大神朝臣〔太神△不明記〕（貞觀2・12・29条）

〔朝臣△同右〕

〔太神△不明記〕

(20)、從四位上清原真人岑成卒伝……至于十年六月。賜姓清原真人〔清原△天長十年〕（貞觀3・2・29条）

〔真人△同右〕

〔清原△天長十年〕

(21)、正五位上豊階真人安人卒伝……本姓河俣公。延暦十九年。河俣公御影。改姓豊階公。仁寿二年安人上疏言。

安人貫<sub>ニ</sub>河内國<sub>一</sub>。未<sub>レ</sub>除<sub>ニ</sub>公字<sub>一</sub>。伏請移<sub>ニ</sub>籍<sub>一</sub>京華<sub>一</sub>。亦為<sub>ニ</sub>真人<sub>一</sub>。於是詔賜<sub>ニ</sub>姓真人<sub>一</sub>。貫<sub>ニ</sub>於京地<sub>一</sub>。〔豐<sub>△</sub>階<sub>△</sub>延<sub>△</sub>曆<sub>△</sub>十九年〕〔貞觀3・真人<sub>△△</sub>仁<sub>△△</sub>壽<sub>△△</sub>二年〕〔貞觀3・

9・24条)

(承和元)〔是年兼<sub>ニ</sub>勘解由次官<sub>一</sub>。三年賜<sub>ニ</sub>姓朝臣<sub>一</sub>。〔朝臣<sub>△△</sub>豊<sub>△</sub>岐<sub>△</sub>不<sub>△</sub>明記〕〕〔貞觀4・

8是月条)

(23)、正三位源朝臣定薨伝……弘仁五年。特蒙明詔。諸皇子未<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>親王者。皆賜<sub>ニ</sub>姓源朝臣<sub>一</sub>。〔源<sub>△</sub>弘<sub>△</sub>仁<sub>△△</sub>五年〕〔貞觀5・

1・3条)

(24)、從五位上滋善宿禰宗人卒伝……仁壽二年賜<sub>ニ</sub>滋善。善宿禰<sub>一</sub>。改<sub>ニ</sub>本屬<sub>一</sub>隸<sub>ニ</sub>於左京<sub>一</sub>。〔滋<sub>△</sub>善<sub>△</sub>仁<sub>△△</sub>壽<sub>△△</sub>二年〕〔宿禰<sub>△△</sub>同右〕〔貞觀5・1・20条)

(25)、正三位源朝臣弘薨伝……弘仁五年賜<sub>ニ</sub>姓源朝臣<sub>一</sub>。〔源<sub>△</sub>弘<sub>△</sub>仁<sub>△△</sub>五年〕〔朝臣<sub>△△</sub>同右〕〔貞觀5・1・25条)

(26)、從三位春澄朝臣善繩薨伝……五年賜<sub>ニ</sub>姓春澄宿禰<sub>一</sub>。兄弟姊妹五人同以預<sub>レ</sub>之。後改<sub>ニ</sub>宿禰<sub>一</sub>為<sub>ニ</sub>朝臣<sub>一</sub>。〔春澄<sub>△△</sub>天長<sub>△△</sub>五年〕〔朝臣<sub>△△</sub>不明記〕

(貞觀12・2・19条)

(27)、從五位下清内宿禰雄行卒伝……本姓凡河内忌寸。後賜<sub>ニ</sub>清内宿禰姓<sub>一</sub>。〔清内<sub>△△</sub>不明記〕〔宿禰<sub>△△</sub>同右〕〔元慶7・6・10条)

(28)、從五位上紀朝臣安雄卒伝……安雄父本姓芮田首。讚岐国人。至于安雄。賜<sub>ニ</sub>姓紀朝臣<sub>一</sub>。〔紀<sub>△△</sub>不明記〕〔朝臣<sub>△△</sub>同右〕〔仁和2・5

・28条)

(29)、從四位上源朝臣行有卒伝……天皇賜<sub>ニ</sub>行有姓源朝臣<sub>一</sub>。〔源<sub>△</sub>行<sub>△</sub>有<sub>△△</sub>不明記〕〔朝臣<sub>△△</sub>同右〕〔仁和3・6・20条)

(30)、從四位上文室朝臣卷雄卒伝……先祖本姓文室真人。中間為<sub>ニ</sub>三諸朝臣。至于綿麻呂。大同四年賜<sub>ニ</sub>文室朝臣姓<sub>一</sub>。〔文室<sub>△△</sub>大同四年〕〔朝臣<sub>△△</sub>同右〕〔仁和3・8・7条)

このうち、特に薨卒当事者の父祖ないし本人への賜氏姓年次が明確に示されている（以下、これを「賜氏姓年次」）と仮称する）のは、『続日本紀』に五例（①、④、⑦、⑧、⑪の五例）、『日本後紀』に一例（⑭の一例）、『続日本後紀』に一例（⑯の一例）、『文德実録』

に二例（<sup>16</sup>、<sup>17</sup>の二例）、「三代実録」に七例（<sup>18</sup>、<sup>20</sup>、<sup>21</sup>、<sup>23</sup>、<sup>24</sup>、<sup>25</sup>、<sup>30</sup>の七例）存する。これら各國史における事例数、即ち「賜氏姓年次明確事例」数の、各五國史所載薨卒記事合計数（但し、ここには僧侶の<sup>19</sup>を除いてある。）に占める百分比（以下、これを「賜氏姓年次明確事例率」と仮称する。）を算出してみると、次のようになる。

『続日本紀』	5	294	（約一・七%）
『日本後紀』	1	164	（約〇・六%）
『続日本後紀』	1	88	（約一・一%）
『文德実録』	2	74	（約一・七%）
『三代実録』	7	172	（約四・一%）

これにより、各五國史において、「賜氏姓年次明確事例率」が最も高いのは、『三代実録』ということになり、それに僅少差乍ら『文德実録』『続日本紀』『続日本後紀』『日本後紀』の順に続いていることが分かる。故に、各五國史所載の薨卒記事にあって、薨卒当事者の父祖ないし本人への賜氏姓の年次記載が最も卓越しているのは、『三代実録』のそれであることを指摘しうるのである。

## 六 好尚・趣味の記載

五國史所見の薨卒記事には、薨卒当事者の「為人」について記述した事例がかなり多く見受けられるけれど、ここでは、その「為人」の形成に即応して育成され、その「為人」を略々ありのまゝ表出し、時に、その「為人」の形成を制

約し、なお言えば、規定することもある程までに、その「為人」の形成と、その表出に大きく関わる処の、美的対象を觀照し判定する能力の意たる所謂好尚・趣味について、それが、特に「好」字を以て具体的に表現されている事例に限つて考えたい。

先ず、そうした事例を五国史中に検索して、その関係資料を抽出列挙するとともに、後述の如き分類記号を付記し、さらに、それを分かり易くまとめて「表八」として示すこととする。

凡そ、「好」字を以て記されている処の、某薨卒当事者の好尚・趣味と言つても、それを仔細に眺めれば、その意味する所、實に広範、且つ複雑多岐に亘るものが多いだけに、いまは、こうした事例を、その内容如何を適宜に吟味して、文事・学芸に関わるもの（A）、武事・武芸に関わるもの（B）、芸能・雜芸・風流韻事に関わるもの（C）、その他（D）、といった程度に分類しておこう（左記列挙資料中みる「好」字には傍丸を、その「好」字を以て表現されている好尚・趣味内容を示す個處には傍線を、各々付記しておいた。尚、「日本後紀」における（5）～（8）の四例は「類聚国史」（9）の一例は「日本紀略」に各々掲つた。）。

### 『続日本紀』

- (1) 放縱不拘。頗好酒色。（從三位百濟王敬福薨伝）…………… D  
(2) 少好刑名之学。兼能属文。（正四位下大和宿禰長岡卒）…………… A  
(3) 愛尚經史。多所涉覽。好属文。工草隸。（正三位石上大朝臣宅嗣薨伝 天応1・6・24条）…………… A  
(4) 性識聰敏。涉覽群書。尤好筆札。（從四位下淡海真人三船卒伝 延暦4・7・17条）…………… A  
(5) 利口剖斷無滯。然性頗偏急。好詰人之過。（從三位石川朝臣名足薨伝 延暦7・6・10条）…………… D

### 『日本後紀』

- (1) 性好琴歌。尤他才能。（正四位上大中臣朝臣諸魚卒伝 延暦16・2・21条）…………… C

- (1) 宿衛不<sub>レ</sub>怠。好愛<sub>ニ</sub>鷹犬<sub>一</sub>。多得<sub>ニ</sub>士卒心<sub>一</sub> (從四位下住吉朝臣綱主  
卒伝 延暦24・2・10条) ••••• D
- (2) 性頑驕好<sub>ニ</sub>妾<sub>一</sub> (從三位藤原朝臣乙飯菟  
大同3・6・3条) ••••• D
- (3) 乏<sub>レ</sub>文堪<sub>ニ</sub>武。性好<sub>ニ</sub>犬。高直有<sub>ニ</sub>耿介之節<sub>一</sub> (正四位下安倍朝臣兄雄  
卒伝 大同3・10・19条) ••••• D
- (4) 為<sub>レ</sub>性愚鈍 (中略) 唯好<sub>ニ</sub>酒色<sub>一</sub>。更無<sub>ニ</sub>餘慮<sub>一</sub> (從四位下藤原朝臣縵麻呂  
卒伝 弘仁12・9・21条) ••••• D
- (5) 才能不<sub>レ</sub>聞。武芸小得。好<sub>ニ</sub>酒及鷹<sub>一</sub>。老而弥篤<sub>一</sub> (從四位下藤原朝臣道繼  
卒伝 弘仁13・2・24条) ••••• D
- (6) 不<sub>レ</sub>護<sub>ニ</sub>礼度。雖<sub>レ</sub>好<sub>ニ</sub>仙道<sub>一</sub>。控<sub>レ</sub>地不<sub>レ</sub>登<sub>一</sub> (從四位下藤原朝臣友人  
卒伝 弘仁13・8・16条) ••••• A
- (7) 頗便<sub>ニ</sub>步射。好<sub>ニ</sub>鷹犬<sub>一</sub>。為<sub>レ</sub>人疾惡<sub>一</sub> (從四位下伴宿禰弥嗣卒  
伝 弘仁14・7・22条) ••••• D
- (8) 容儀閑雅。頗好<sub>ニ</sub>女色<sub>一</sub> (天長2・閏7・16条) ••••• D
- (9) 好<sub>ニ</sub>屬<sub>レ</sub>文。兼能<sub>ニ</sub>隸書<sub>一</sub> (從三位藤原朝臣常嗣菟  
云承和7・4・23条) ••••• A
- (10) 好<sub>ニ</sub>射。兼善<sub>ニ</sub>琴歌<sub>一</sub> (從三位藤原朝臣繼美菟  
云承和9・7・5条) ••••• B
- (11) 頗有<sub>ニ</sub>武芸。最好<sub>ニ</sub>鷹犬<sub>一</sub> (從四位上伴宿禰友足卒  
云承和10・1・5条) ••••• B
- (12) 雖<sub>ニ</sub>素無<sub>ニ</sub>文學<sub>一</sub>。且好<sub>ニ</sub>鷹犬<sub>一</sub>。而砥礪從<sub>レ</sub>公。夙夜匪<sub>レ</sub>懈<sub>一</sub> (從四位下大野朝臣真麻  
卒伝 承和10・2・3条) ••••• D
- (13) 欲<sub>レ</sub>立<sub>ニ</sub>功名。好施<sub>ニ</sub>異治<sub>一</sub> (從四位下良岑朝臣木連  
卒伝 嘉祥2・6・28条) ••••• D
- 『文德実錄』

### 『文德実錄』

- (1) 耽<sub>ニ</sub>愛声樂。殊翫<sub>ニ</sub>絲管。晚年好<sub>ニ</sub>酒。志在<sub>ニ</sub>謙樂<sub>一</sub> (三品葛井親王菟傳  
嘉祥3・4・2条) ••••• D

- (2) 性好閑退。常在東山旧居。耽愛林泉。(中略) 尤好鼓琴。(從五位下藤原朝臣閔雄卒伝 仁寿3・2・14条) ••••• D
- (3) 性甚畏雷。不留意小芸。唯好围棋。(從五位下和氣朝臣貞臣卒伝 仁寿3・4・14条) ••••• D
- (4) 性懶文書。好習射芸。(從四位上源朝臣安卒伝 齊衡1・4・2条) ••••• B
- (5) 不解文書。好在鷹犬。(從四位下橘朝臣百枝卒伝 齊衡1・4・2条) ••••• D
- (6) 天性羸弱。惡當風雨。(中略) 頗好鷹犬。不敢出遊。(從四位下當世王卒伝 齊衡2・8・13条) ••••• D
- 『三代實錄』
- (1) 性寡嗜欲。不貪財利。唯馬是好。時々觀之。(從四位上藤原朝臣春津卒伝 貞觀1・7・13条) ••••• D
- (2) 少好學。頗有文情。尤善草隸。(從五位上小野朝臣恒河卒伝 貞觀2・5・18条) ••••• A
- (3) 服飾之美。最究鮮明。所好唯馬。退公之後。每為愛玩。(從四位下藤原朝臣良仁卒伝 貞觀2・8・5条) ••••• D
- (4) 性好戲謔。最為滑稽。與人言談。必以對事。(從五位下大神朝臣虎主卒伝 貞觀2・12・29条) ••••• D
- (5) 以好學早知名。涉讀史傳。最精漢書。(從五位上豐階真人安人卒伝 貞觀3・9・24条) ••••• A
- (6) 好讀律令。性甚聰明。一聽暗誦。(從五位下讚岐朝臣永直卒伝 貞觀4・8・是月条) ••••• A
- (7) 愛好音樂。家庭常置鼓鐘。退公之後。必令舉而觀之。(正三位源朝臣定覺卒伝 貞觀5・1・3条) ••••• C
- (8) 幼而聰警。好讀經史。尤善隸書。(中略) 最好學。(中略) 尋讀不倦。兼好絲竹。每退衙之閑。以琴書自娛。
- (9) 幼懶讀書。好習射芸。逮于成人。改節入學。以春秋名家。(從五位下山口伊美吉西成卒伝 貞觀6・1・17条) ••••• B
- (10) 少好武事。便弓馬。最善射。兼有才調。(從五位上坂上大宿禰當道卒伝 貞觀9・3・9条) ••••• B
- (正三位源朝臣弘覺卒伝 貞觀5・1・25条) ••••• A・A・C

- (11) 幼而聰悟。好<sub>ニ</sub>讀書<sub>ニ</sub>伝<sub>一</sub> (正三位平朝臣高棟薨)  
 (12) 少耽<sub>ニ</sub>愛音樂。好<sub>ニ</sub>學鼓琴<sub>一</sub>。尤善彈琵琶<sub>一</sub> (從五位上藤原朝臣貞敏)  
 (13) 愛<sub>ニ</sub>好文學之士。撰<sub>ニ</sub>大學中貧寒之生。時賜<sub>ニ</sub>綿絹<sub>一</sub> (正一位藤原朝臣良相薨)  
 (14) 尤好<sub>ニ</sub>老莊。諸道人等受<sub>ニ</sub>其訓說<sub>一</sub> (從五位上滋野朝臣安城)  
 (15) 風尚不<sub>レ</sub>恒。好<sub>ニ</sub>讀書<sub>ニ</sub>伝<sub>一</sub>。兼善草隸<sub>一</sub> (正二位源朝臣信豐傳)  
 (16) 尤好<sub>ニ</sub>文章。兼善射。有<sub>ニ</sub>音儀。能<sub>レ</sub>歌<sub>一</sub> (從四位上源朝臣啓卒)  
 (17) 能<sub>ニ</sub>射芸。好<sub>ニ</sub>引強弓。人無<sub>ニ</sub>能及者<sub>一</sub> (從四位上清原真人秋雄)  
 (18) 好<sub>ニ</sub>武事。便<sub>ニ</sub>弓馬。無<sub>ニ</sub>進趣之志<sub>一</sub> (從五位上坂上大宿禰貞守)  
 (19) 好<sub>ニ</sub>武芸。膂力過<sub>レ</sub>人。甚有<sub>ニ</sub>胆氣<sub>一</sub> (從四位上藤原朝臣良尚)  
 (20) 好<sub>ニ</sub>武芸。便習<sub>ニ</sub>弓馬。尤善<sub>ニ</sub>步射<sub>一</sub> (從四位下坂上大宿禰淹守)  
 (21) 性聰明。多涉<sub>ニ</sub>內典。兼好<sub>ニ</sub>老莊<sub>一</sub> (和由連卒伝仁)  
 (22) 幼好<sub>ニ</sub>武芸。便習<sub>ニ</sub>弓馬。尤善<sub>ニ</sub>步射<sub>一</sub> (從四位下坂上大宿禰淹守)  
 (23) 幼好<sub>ニ</sub>武芸。便習<sub>ニ</sub>弓馬。尤善<sub>ニ</sub>步射<sub>一</sub> (從四位下坂上大宿禰淹守)  
 (24) 幼好<sub>ニ</sub>武芸。便習<sub>ニ</sub>弓馬。尤善<sub>ニ</sub>步射<sub>一</sub> (從四位下坂上大宿禰淹守)  
 (25) 幼好<sub>ニ</sub>武芸。便習<sub>ニ</sub>弓馬。尤善<sub>ニ</sub>步射<sub>一</sub> (從四位下坂上大宿禰淹守)
- 右掲事例を分かり易くまとめて示した「表八」により、次のような事柄を明らかにしうる。即ち「好」字使用の好尚・趣味記事数(以下、これを「<sup>ト</sup>」と仮称する)の、収載薨卒記事数に占める百分比(但し、「文徳実録」「三代実録」兩書の場合は、「好」字の実際の使用事例数の、収載薨卒記事数に占める百分比)についてみると、「統日本紀」が約一・七%、「日本後紀」が約五・〇%、「統日本後紀」が約五・三%、「文徳実録」が約八・八%、「三代実録」が約一二・三%となつて、ここでも、完成奏上時が降れば降るほど、その百分比が高率になつてゐること。従つて、五國史中、件の百分比が最も高率をマークしてゐるのは、「三代実録」ということになる。そして、好尚・趣味の分類A～Cの記事数の、分類A～Dの記事数、つまりに占める百分比に目を遣ると、「統日本紀」は六〇%、「日本後紀」は約二二%、「日本後紀」は六〇%、「文徳実録」は約一九%、「三代実録」は約八三%となり、五國史中、「三

〈表八〉

諸項目	五國史				日本後紀				續日本後紀				文德実録		三代実録	
	統日本紀	日本後紀	續日本後紀	文德実録	統日本後紀	日本後紀	續日本後紀	文德実録	統日本後紀	日本後紀	續日本後紀	文德実録	統日本後紀	日本後紀	續日本後紀	文德実録
a、収載薨卒記事数	三〇一	一七九	九五	八〇	一一	二二	二二	一一	一八七	一一	二二	二二	一一	一一	二二	二二
b、「好」字使用の好尚・趣味記事数	五	九	五	六〔七〕	五	五	六〔七〕	二二〔二三〕	一七九	一七九	九五	九五	一七九	一七九	九五	九五
	(約一・七%)	(約五・〇%)	(約五・三%)	[約八・八%]			[約八・八%]	[約一二・三%]								
					一	一	一	一								
薨卒当事者 の品・位階	D	C	B	A	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一
二位					五	七	一	二	二	一	二	一	二	一	二	一
三位・四品位					九	七	一	二	二	一	二	一	二	一	二	一
五位					五	五	一	五	五	一	五	一	五	一	五	一
その他					九	四	一	四	四	一	四	一	四	一	四	一
					(約二二・一%)	(約四二・一%)										

(備考) bの欄における( )内百分比は  $\frac{b}{a} \times 100$  に拠り算出したもの、「 」内数字は「好」字の実際の使用事例数(これを仮にcと呼ぶ)、「 」内百分比は  $\frac{c}{a} \times 100$  に拠り算出したもの、五位の欄における( )内百分比はbに占めるものである。

『代実録』が格段に高く、それに『続日本紀』『続日本後紀』両書が同率でつぎ、以下、『文德実録』『日本後紀』の順に続いていることが知られる。仍って『三代実録』における分類A～Cの記事数の卓越さを理会しうるが、この『三代実録』においては、とくに分類Aの事例数の多さが目を引く。また、同書における分類ACDに関わる處の、某薨卒当事

者の私生活での好尚・趣味を記載するに際し、「退公之後」(3)・(7)「毎退衙之閑」(8)と表現しているのは、「安仁退衙之後。必詣嵯峨」(正三位安倍朝臣安[薨]伝貞觀1・4・23条)とあることとともに、本書ならではの表現様態として旁注されてもよい。

さらに、好尚・趣味の記載を、その薨卒当事者の品・位階の上から眺めてみると、『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』の三書には、五位の者のはみられず、それがみえるのは、『文徳実録』『三代実録』両書のみであり、この両書にあって、五位の者の事例数の、ひに占める百分比に注目すると、前書が約三三%、後書が約四三%となって、後書即ち『三代実録』が、前書即ち『文徳実録』よりも遙かに高率を示していることが分かる。故に、五国史所見の薨卒記事中、五位の薨卒当事者にして、「好」字使用の好尚・趣味の記載が最も卓越しているのは、『三代実録』のそれであることを明らかにしうるのである。

### おわりに

以上、『三代実録』の史書としての性格ないし特色の一端を明らかにすべく、その薨卒記事の記載様態につき、一、所生子の記載 二、位階・官職の記載 三、服解関係の記載 四、所生母の記載 五、賜氏姓の記載 六、好尚・趣味の記載 の六節に亘って、諸種の事柄を指摘してきたが、それらを総括して稿を閉じたく思う。

先ず、一に関して、薨卒当事者の所生子の名を挙げ、あるいは、その事績に言及する事例は、五国史中、本書に最も多いこと。しかも、その記載する所生子の員数をば、薨卒当事者の位階が三位以上の場合は三名以上、四位以下の場合は一名のみを記す、といった原則が設けられていて、それに基拠して記載されているとみられる節があること。斯うしたことにも多少現われているように、件の所生子の記載を含む薨卒記事全般への本書編纂事業の「主導的役割者」の影

響度、換言すれば、当該記事全体への「主導的役割者」の個人的な意志・意向の反映という点で、本書は他余の四国史に比して極めて稀薄・淡白だと言えること。

次に二に関して、本書は五国史の当該記載中、A型（官位+官職+人名）、C型（官職+官位+官職+人名）両形式を採るに最も徹底していること。これは、同書の「行」「守」両文字使用の卓抜さにも端的に示されており、このうち「行」は、同書において該字の使用さるべきA・C両型式事例のすべてに見受けられる程の徹底さである。これを要するに、一薨卒記事として載録すべき、その薨卒当事者たる某男性官人については、凡そ、散位者でない限り、その所帯官職を努めて記載せんとし、且つそれが徹底して為しえられていると言えること。

次に三に関して、本書は五国史中、件の記事を最も多く有し、しかも、服解から服闋後の官職への復帰までの期間についても詳細である点、他余の四国史の比でないこと。これは、薨卒当事者の官歴の係年月記載の詳細さを示すものであり、また、薨卒当事者が外官に補任されても、実際の攸、任地に赴かぬ旨を記す「不<sub>レ</sub>之」（往）官」や「不<sub>ニ</sub>肯<sub>シ</sub>之」任」なる事例の豊富なことと相俟って、官人の動向・動静の一斑を如実に示すものもある。

尚、某官人の服喪期間中だけに限り、その職務を全うすべく、仮令、一時的であるにもせよ、当該官職に他者が補任されたことを示す明証は見出されない。これは、独り薨卒記事についてのみならず、他余の任官ないしそれに関わる記事などについても、同様に言えることである。

次に四に関して、薨卒当事者の生母名を記すに、その薨卒当事者は皇（太）子・皇女・（内）親王の場合が殆どである。そして、有生母名記事合計数の皇（太）子・皇女・（内）親王薨去記事合計数に占める百分比、さらに、有生母名記事合計数の薨卒記事合計数に占める百分比を、各五国史毎に算出してみると、それらの孰れもが、「三代実録」において最高値をマークしていることが知られる。仍って、五国史所見の薨卒記事中、「三代実録」のそれが、薨卒当事者の

生母名を記載することにおいて最も卓越している、と言えるのである。

次に五に関して、薨卒記事における薨卒当事者の父祖ないし本人への賜氏姓年次が明確に示されている事例数の、薨卒記事合計数に占める百分比を、各五国史毎に検してみると、『三代実録』におけるそれが格段に高率をマークしていること、つまり、各五国史収載の薨卒記事にあって、薨卒当事者の父祖ないし本人への賜氏姓年次記載が最も卓越しているのは、『三代実録』のそれであることを指摘しうるのである。

最後に六に関して、薨卒記事における薨卒当事者の好尚・趣味に関わる記載記事中、特に「好」字を以て表現されているものの、薨卒記事合計数に占める百分比を、各五国史毎に検すると、『三代実録』のそれが最も高率を示していること。つまり、五国史所見の薨卒記事中、件の記載記事を最も多く有するのは、『三代実録』のそれであること。そして、その「好」字を以て表現されている好尚・趣味の記載記事をば、内容の上から文事・学芸に関わるもの（A）、武事・武芸に関わるもの（B）、芸能・雑芸・風流韻事に関わるもの（C）、その他（D）と分類し、そのうち、A～Cの記事数の、A～Dの記事数に占める百分比が、五国史中、飛び抜けて高いのは、『三代実録』のそれであること。A～Cの事例数中、Aのその多さが注目されること。さらに、五国史所見の薨卒記事における五位の薨卒当事者中、その好尚・趣味を記載する「好」字使用の事例数において、最も卓絶しているのは、『三代実録』のそれであること、などを指摘しうるのである。

これら一～六の記載に関して各々概述した処は、また、次のようにまとめるこども出来よう。即ち一～六の記載に関して述べた事柄のうち、二・五・六では、薨卒当事者自身の所帯官位・官職、賜氏姓、好尚・趣味などを詳細に記し、そして、自余の一・三・四と上記の五のうち、一では、その所生子の名や事績などを録し、三・四では、薨卒当事者自身の官歴・事績の他、その所生母名、母系出自、その父母の帰幽などに触れ、さらに五では、父系出自は固より、それ

に關わる、いわば氏族志的な事柄にも言及している個處がかなり多く認められるというように、単に薨卒当事者の官歴・事績・為人（好尚・趣味・性格・特技など汎く含めたもの）についての記述に止まらず、その所生子や父母の名・事績、父母両系の出自、父母の帰寂などといった事柄をも幅広く併記している点で、『三代実録』の薨卒記事は、五国史の当該記事中、最も卓越している、と言えることである。

斯うした記載内容の詳細さと豊富さとにおいて、『三代実録』の薨卒記事、延いては当該記事を内蔵する処の同書それが自体の性格ないし特色の一端を認知しうるのである。

（昭和六十一年八月九日成稿）